

令和 6 年度 包括外部監査結果報告書

(県税の賦課徴収等に関する財務事務について)

広島県包括外部監査人
松 浦 隆 敏

第1 外部監査の概要	1
1.外部監査の種類	1
2.選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3.特定の事件を選定した理由	1
4.監査対象期間	1
5.監査対象機関	2
6.監査の実施期間	2
7.補助者の氏名及び資格	2
8.利害関係	2
第2 外部監査の方法	3
1.監査に対する取組み方針	3
2.監査の要点	3
3.主な監査手続	5
第3 監査の結果について	7
1.指摘、意見及びその他	7
2.数値について	7
3.略語について	8
第4 本外部監査の監査結果及び監査手続の概要	9
1.監査結果の一覧	9
2.監査のプロセス	13
第5 県の税収入の状況	14
1.県税の概要	14
2.県の税収	14
3.都道府県税決算額の全国と広島県	18
4.令和5年度税制改正について	21
第6 県の税務行政組織について	23
1.税務組織について	23
2.県税の事務分掌	27
3.県税職員数（R5.4.1時点のもの）	31
4.質問調査権	34
第7 県税の申告とその推移	40
1.税務申告の流れについて	40
2.地方税共同機構について	40
3.各税目の申告・納税について	41
4.電子申告	42
5.電子納税	42

第 8 決算について	44
1.概要	44
2.県税決算手続き	46
第 9 財産について	51
1.現金等及び備品の管理状況.....	51
2.課題・問題点（貯蔵品の保有数について）	55
3.意見（貯蔵品の適正保有）	55
4.課題・問題点（複合機の設置場所と情報管理について）	55
5.意見（複合機の設置場所と情報管理について）	56
6.課題・問題点（切手受払簿の記載と現物照合について）	57
7.指摘（切手の現物照合未実施について）	57
8.課題・問題点（大金庫の鍵の管理について）	58
9.意見（大金庫の鍵の管理について）	58
10.課題・問題点（備品台帳の登録について）	58
11.意見（備品台帳の登録漏れ）	58
12.課題・問題点（備品台帳の借受備品の登録について）	58
13.その他（備品台帳の借受備品の登録について）	59
第 10 契約	60
1.契約	60
2.課題・問題点（広島県税務トータルシステム設計・構築及び運用保守等業務（契約No.4））	61
3.指摘（再委託禁止の原則と総合評価一般方式の評価方式の見直しの必要）	62
4.課題・問題点（電磁的データ作成業務（契約No.1）、MPN 利用による納税に係るデータ処理経費（契約No.9）及び地方税収納事務（コンビニ収納）収納基本料及び手数料の支出業務（契約No.8））	65
5.指摘（広島県個人情報取扱委託基準の不徹底）	65
6.課題・問題点（たばこ流通情報管理システム運用業務（契約No.5））	65
7.意見（再委託禁止の原則と再委託先の調査の必要）	66
8.課題・問題点（不正軽油流通監視事業（契約No.7））	66
9.意見（不審情報の収集と通報の実効性確保に向けた方策の検討）	67
10.課題・問題点（電子預金調査システムに係るサービス提供業務（契約No.12））	67
11.指摘（契約解除条項を付した形への契約変更の必要）	68
12.課題・問題点（税務トータルシステム修正等の業務（契約No.12～19、No.21、22））	68
13.指摘（一般競争入札制度の不徹底）	69
14.課題・問題点（不動産取得税課税データ作成システム保守委託業務（契約No.32））	69

15.意見（システム調達の際のオープンな仕様設計の必要）	69
16.課題・問題点（不動産取得税法務局データ変換ソフトウェア使用料（契約No.19））	71
17.意見（契約時の著作権の帰属について）	71
18.課題・問題点（専属的合意管轄の規定がないこと（契約No.1～6、9～12、16～19、21、 22、24～27、29、30））	71
19.意見（専属的合意管轄の規定の必要）	72
20.課題・問題点（西部の移転（契約6件）について）	72
21.課題・問題点（県税事務所（西部のみ）契約5件について）	73
22.課題・問題点（その他、契約全体を通じた「個人情報取扱特記事項」と「情報セキュ リティに関する特記事項」について）	73
23.意見（損害全額の受注者負担条項の明記）	73
24.課題・問題点（「個人情報の取扱いに関する契約書」について）	74
25.意見（個人情報の漏洩等の発生時の損害賠償額予定の規定化）	74
第11 負担金及び交付金	75
1.負担金及び交付金について	75
2.各事業について【負担金】	77
3.令和5年度租税教育推進協議会負担金	78
4.課題・問題点（負担額の根拠規定や議事録等の不存在）	78
5.意見（根拠規定の明示と議事録等の作成）	78
6.各事業について【交付金】	79
第12 文書管理等について	80
1.概要	80
2.課題・問題点（県職員からの回答について）	82
3.意見（文書管理規程の再認識）	82
4.課題・問題点（鍵の管理状況について）	82
5.意見（鍵の管理の統一化）	83
6.課題・問題点（保存文書の使用記録等）	83
7.意見（文書使用マニュアルと持ち出し記録の作成）	83
8.課題・問題点（倉庫の外扉）（本庁）	83
9.意見（劣化した扉のセキュリティ）	83
10.課題・問題点（保存書類の目録等について）	83
11.指摘（保存書類の目録等の作成）	84
12.課題・問題点（保存期間を超えた文書）	84
13.指摘（保存期間を超えた文書の扱い）	84
14.課題・問題点（保管管理場所内の扉）	84
15.指摘（保管管理場所内の扉）	85

16.課題・問題点（保管管理場所の男子更衣室）	85
17.指摘（保管管理場所の男子更衣室）	86
18.課題・問題点（契約書の保管について）	86
19.意見（契約書保管状況の不良）	87
第13 税務システムについて	88
1.広島県のDXへの取組	88
2.電子計算組織による県税事務処理の概要	89
3.現行の税務トータルシステム導入	91
4.税務トータルシステムと連携する外部システム	102
5.課題・問題点（税務トータルシステムと他の業務システムとの連携）	104
6.意見（税務トータルシステムと他の業務システムとの連携）	104
7.課題・問題点（税務トータルシステムにおけるマイナンバー利用）	105
8.指摘（税務トータルシステムにおけるマイナンバー利用）	105
9.課題・問題点（再委託先の業務遂行状況に関する報告）	106
10.意見（再委託先の業務遂行状況に関する報告）	106
11.課題・問題点（システム改修の際の外部専門家からの意見聴取）	106
12.意見（システム改修の際の外部専門家からの意見聴取）	106
13.課題・問題点（税務トータルシステムのセキュリティポリシー履行状況確認）	107
14.指摘（税務トータルシステムのセキュリティポリシー履行状況確認）	107
15.課題・問題点（広島県行政デジタル化推進アクションプランに沿った改革の実行）	108
16.意見（広島県行政デジタル化推進アクションプランに沿った改革の実行）	108
第14 個人県民税	110
1.概要	110
2.納税額について	110
3.課題・問題点（個人県民税の特別徴収割合の推移）	112
4.その他（個人県民税の特別徴収割合の推移）	112
5.課題・問題点（実地調査の結果について）	113
6.意見（実地調査の結果について）	114
第15 森林環境税	115
1.概要	115
2.納税方法と使途	115
3.課題・問題点（税務課としての対応）	116
4.その他（税務課としての対応）	117
第16 ひろしまの森づくり県民税	118
1.概要	118

2.課題・問題点（税額の計算式）	119
3.意見（税額の計算式）	119
第 17 県民税利子割.....	120
1.概要	120
2.申告と納税	120
3.市町への交付.....	121
4.課題・問題点（電子申告の利用促進）	121
5.その他（電子申告の利用促進）	121
6.課題・問題点（実地調査について）	121
7.その他（実地調査について）	122
8.課題・問題点（更正業務の経済性と効率化）	122
9.その他（更正業務の経済性と効率化）	122
第 18 県民税配当割（特定配当等に係る県民税）	123
1.概要	123
2.申告と納税	123
3.個人県民税の申告	124
4.市町への交付.....	124
5.課題・問題点（業務内容と電子化の推進）	124
6.その他（業務内容と電子化の推進）	124
第 19 県民税株式等譲渡所得割（特定株式等譲渡所得金額に係る県民税）	125
1.概要	125
2.申告と納税	125
3.個人県民税の申告	125
4.市町への交付.....	126
5.課題・問題点（業務内容と電子化の推進）	126
6.その他（業務内容と電子化の推進）	126
第 20 個人事業税	127
1.概要	127
2.個人事業税の業務の流れ	130
3.課題・問題点（照会文書のひな形の統一性）	131
4.指摘（照会文書のひな形の統一性）	132
5.課題・問題点（職員研修・研修資料について）	132
6.指摘（職員研修・研修資料について）	132
7.課題・問題点（各種届出書の提出期限）	133
8.意見（各種届出書の提出期限）	133
9.課題・問題点（事務処理の効率化）	133

10.意見（事務処理の効率化）	133
11.課題・問題点（調査業務の内容）	133
12.意見（調査業務の内容）	134
第 21 法人二税.....	135
1.法人二税の概要.....	135
2.法人二税の課税状況.....	140
3.法人二税と税務システムの関わり	142
4.課題・問題点（eLTAX と税務トータルシステムとの連動）	143
5.指摘（eLTAX と税務トータルシステムとの連動）	144
6.課題・問題点（既設法人が売電事業を開始した場合の確認）	144
7.意見（既設法人が売電事業を開始した場合の確認）	144
8.課題・問題点（申告書送付時の封筒サイズ）	145
9.意見（申告書送付時の封筒サイズ）	145
10.課題・問題点（委託業者における個人情報の取扱い）	145
11.意見（委託業者における個人情報の取扱い）	145
12.課題・問題点（提出された申告書の内容確認）	145
13.意見（提出された申告書のチェックリスト）	145
14.課題・問題点（国の税務行政 DX との関わり）	146
15.意見（国の税務行政 DX との関わり）	146
第 22 不動産取得税.....	147
1.不動産取得税の概要.....	147
2.不動産取得税の課税状況	152
3.不動産取得税の税務システムの関わり	153
4.課題・問題点（東広島分室の不動産評価課の名称について）	154
5.意見（東広島分室の不動産評価課の名称について）	155
6.課題・問題点（市町とのデータのやり取り）	155
7.意見（市町とのデータのやり取り）	155
8.課題・問題点（土地の評価に係る職員のスキル平準化）	156
9.意見（土地の評価に係る職員のスキル平準化）	156
10.課題・問題点（未登記建物等に係る課税客体の把握）	157
11.意見（未登記建物等に係る課税客体の把握）	157
12.課題・問題点（家屋評価に係る不服等の申し立てについて）	157
13.意見（家屋評価に係る不服等の申し立てについて）	158
14.課題・問題点（信託財産引継に係る不服等の申し立てについて）	158
15.意見（信託財産引継に係る不服等の申し立てについて）	159
16.課題・問題点（納付書の作成について）	159

17.意見（納付書の作成の自動化）	159
第 23 自動車税	161
1.自動車税の概要	161
2.自動車税の課税状況	164
3.自動車税と税務システムの関わり	166
4.課題・問題点（高額車両に係る減免について）	167
5.意見（高額車両に係る減免について）	169
6.課題・問題点（身体障害者に対する自動車税減免後の実態調査）	169
7.意見（身体障害者に対する自動車税減免後の実態調査）	169
8.課題・問題点（社会福祉法人の自動車税減免に係る実態確認）	169
9.意見（社会福祉法人の自動車税減免に係る実態確認）	169
10.課題・問題点（課税標準が適正に把握されているかについての確認）	170
11.意見（課税標準が適正に把握されているかについての確認）	170
第 24 県たばこ税	171
1.概要	171
2.県たばこ税の税額	171
3.納税者	171
4.申告方法と納税について	171
5.課題・問題点（普通郵便でのデータ送付）	172
6.意見（普通郵便でのデータ送付の危険性）	172
7.課題・問題点（県たばこ税の税務調査）	173
8.指摘（県たばこ税の税務調査）	173
9.課題・問題点（県たばこ税の担当者数について）	173
10.意見（県たばこ税の担当者数について）	173
第 25 ゴルフ場利用税	174
1.概要	174
2.課題・問題点（ゴルフ場利用税の等級決定確認書）	177
3.意見（ゴルフ場利用税の等級決定確認書）	177
4.課題・問題点（広島県税条例 73 条第 2 項の規定によるゴルフ場利用税に係る等級の指定）	179
5.意見（ゴルフ場利用税の等級の指定についての見直し）	179
6.課題・問題点（ゴルフ場利用税の等級）	179
7.意見（ゴルフ場利用税の等級）	180
8.課題・問題点（等級の変更）	180
9.意見（等級の変更）	181
10.課題・問題点（特例税率の適用について）	182

11.意見（特例税率の適用条件の確認について）	183
12.課題・問題点（添付書類）	183
13.その他（添付書類）	183
14.課題・問題点（税務調査）	184
15.指摘（税務調査）	184
第 26 軽油引取税	185
1.概要	185
2.課題・問題点（システム）	196
3.意見（システム）	196
4.課題・問題点（免税証の管理）	196
5.指摘（免税証の管理）	198
6.課題・問題点（免税証発行時）	198
7.意見（免税証発行時）	199
8.課題・問題点（免税軽油使用者証）	200
9.意見（免税軽油使用者証）	200
10.課題・問題点（申告書及び納付書のプレプリント）	201
11.指摘（申告書及び納付書のプレプリント）	201
12.課題・問題点（市町交付金）	201
13.意見（市町交付金）	201
14.課題・問題点（軽油引取税報償金交付要綱）	201
15.指摘（軽油引取税報償金交付要綱）	202
16.課題・問題点（令和 5 年度中国四国一斉高速道路等軽油抜取調査）	202
17.指摘（令和 5 年度中国四国一斉高速道路等軽油抜取調査）	202
18.課題・問題点（トリガー条項について）	202
19.その他（トリガー条項について）	203
第 27 狩猟税.....	204
1.概要	204
2.課題・問題点（納税について）	208
3.指摘（納税について）	208
4.課題・問題点（押印）	208
5.指摘（押印日付の違い）	208
6.課題・問題点（納税(決定)額の記入）	209
7.指摘（納税(決定)額の記入）	209
8.課題・問題点（添付書類）	209
9.指摘（添付書類）	210
10.課題・問題点（委任状）	211

11.意見（委任状の必要性）	211
12.課題・問題点（農林水産事務所との関係）	212
13.意見（農林水産事務所との関係）	212
第 28 鉱区税.....	213
1.概要	213
2.課題・問題点（納税義務者の把握について）	213
3.意見（納税義務者への申告義務の周知徹底）	214
4.課題・問題点（鉱業原簿の照合作業について）	214
5.意見（納税義務者への申告義務の周知徹底）	214
6.課題・問題点（鉱区税台帳の項目について）	215
7.指摘（課税客体の未把握）	215
第 29 地方消費税	216
1.概要	216
2.税率	216
3.地方消費税の収入推移	216
4.申告と納税	217
5.県の税務業務（チャート等）	217
6.課題・問題点（地方消費税の県民への周知）	218
7.その他（地方消費税の県民への更なる周知）	218
8.課題・問題点（J-LIS を活用した教育研修）	218
9.意見（J-LIS を活用した教育研修）	218
第 30 産業廃棄物埋立税	219
1.概要	219
2.産業廃棄物抑制基金.....	221
3.基金の推移	221
4.課題・問題点（税務調査件数）	221
5.指摘（税務調査について）	222
6.課題・問題点（消費税の取扱い）	222
7.指摘（消費税の取扱い）	223
8.課題・問題点（搬入量について）	223
9.指摘（搬入量について）	223
10.課題・問題点(申告書).....	223
11.指摘(申告書の記載)	225
12.課題・問題点（課税標準額）	225
13.指摘（課税標準額の確認）	227
第 31 徴収事務について	228

1.概要	228
2.広島県の徴収事務手続きの実績	228
3.徴収事務に係る計画.....	229
4.課題・問題点（滞納整理目標について）	230
5.意見（目標設定について）	230
6.徴収事務手続きの実施.....	230
7.課題・問題点（督促発付決議の結果通知について）	231
8.指摘（督促発付決議の結果を受けてから発付すべき）	232
9.課題・問題点（納期限から督促までの期間について）	232
10.指摘（納期限から督促までの期間の是正）	232
11.滞納者の把握.....	233
12.催告	233
13.財産調査.....	234
14.差押え.....	234
15.課題・問題点（県税滞納処分決議書への不要な記載）	234
16.指摘（県税滞納処分決議書への不要な記載）	235
17.参加差押え	235
18.交付要求.....	235
19.課題・問題点（不動産強制競売の取り下げと滞納処分完結について）	236
20.指摘（交付要求の現状を定期的に確認すること）	236
21.課題・問題点（交付要求書の交付の遅滞）	236
22.意見（交付要求書の交付の遅滞）	237
23.公売・換価	237
24.搜索	237
25.徴収猶予	237
26.換価猶予	238
27.課題・問題点（猶予決議書と猶予通知書との金額の相違について）	238
28.指摘（猶予決議書と猶予通知書との金額の相違について）	239
29.滞納処分の停止.....	239
30.課題・問題点（所在不明滞納者の調査とマイナンバー活用について）	239
31.意見（滞納者の追跡とマイナンバーの活用について）	240
第 32 審査請求・訴訟等について.....	241
1.審査請求の概要.....	241
2.課題・問題点（審査請求における審理期間について）	241
3.意見（標準審理期間の設定と公表）	241
4.訴訟の概要	242

5.課題・問題点（訴訟における税務専門家の関与について）	242
6.意見（税理士等の税務専門家の訴訟関与の検討）	242
7.犯則調査	242
8.課題・問題点（県税犯則取締事務要綱の改訂について）	243
9.意見（県税犯則取締のための事務要綱等の改訂の必要）	243
第 33 過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況の検討	244
1.過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況	245
2.平成 16 年度包括外部監査結果に対する措置状況の確認	248
第 34 ふるさと納税	254
1.概要	254
2.寄附の方法と手続きの流れ	256
3.課題・問題点（ふるさと納税に関する利用手数料）	257
4.意見（ふるさと納税に関する利用手数料）	257
5.課題・問題点（総務省へ報告した金額の差異）	258
6.意見（総務省へ報告した金額の差異）	258
第 35 印刷業務委託先による租税情報の漏洩	259
1.事案の概要	259
2.課題・問題点（情報廃棄確認の不徹底）	260
3.意見（情報廃棄確認の徹底）	261
4.課題・問題点（損害賠償請求について）	261
5.指摘（損害賠償請求について）	262
第 36 ローターエンジン自動車税過大徴収問題	263
1.事件の概要	263
2.課題・問題点（地方税改正に伴うチェック体制）	263
3.意見（地方税改正に伴うチェック体制）	264
4.課題・問題点（還付手続きに生じた費用）	264
5.意見（還付手続きに生じた費用）	265
第 37 租税情報における守秘義務について	266
1.調査の過程	266
2.県の見解	266
3.課題・問題点（包括外部監査人への協力の努力義務の不履行）	268
4.指摘（包括外部監査人に対する情報提供不履行と監査への協力体制整備の必要） ..	268
5.課題・問題点（秘密情報の秘匿が不徹底であること）	270
6.指摘（マスキングの不徹底と個人情報に対する県職員の認識や意識の不足）	271
7.課題・問題点（守秘義務解除の規律が法律に基づかないこと）	272
8.指摘（法律上の根拠のない第三者への租税情報の提供と県民からの同意の必要） ..	272

第 38 総括	274
---------------	-----

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）

「県税の賦課徴収等に関する財務事務について」

3. 特定の事件を選定した理由

令和 5 年度の広島県の財政状況（最終補正後予算額）は、歳入が 1 兆 1,411 億円で、うち県税等が 3,728 億円であり、全体の 32.7%を占めている。内訳を見ると、法人 2 税等が一番多く、次に個人県民税となっている。一方、歳出も同額であり、令和 2 年度から 1 兆円を超える財政規模となっている。

これら県税等は県民からの税収であるが、広島県の人口は平成 10 年をピークにそれ以降は減少の傾向にある。令和 6 年度 5 月時点での人口は約 272 万人であった。令和 5 年の我が国の出生率は 1.20 で広島県は 1.33 であるが、年々県の人口が減少することから税収等も減少が見込まれると考える。今後、県が行う施策及び事業を適正に実現させるためには、県税収入の十分な確保が重要な課題である。

このことから、県税収入の適切な課税と徴収を図ることで財務事務の執行及び経営管理の状況について法令等の合规性だけでなく、経済性・有効性・効率性の観点から検討を行うことが有意義であると判断した。

また、県税等の申告・納税等の手続きは書面によるものから電子によるものへ移行してきた。地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という）は平成 17 年 1 月からシステムがスタートした。その後、様々な税目の申告業務や納税手続き等の税務環境が大きく変化している。この電子化による県の税務行政がどのように変化してきたかを検証することも有効であると判断したため、令和 6 年度包括外部監査における監査テーマとして選定した。

さらに、県税事務に関しては、前回平成 16 年度包括外部監査で取り上げられており、既に約 20 年が経過していることも鑑み、再度監査することも意義があると考ええる。

4. 監査対象期間

原則として、令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日）を対象とし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とした。

5. 監査対象機関

総務局 総務課

総務局 財産管理課

総務局 税務課

総務局に関連する地方機関

6. 監査の実施期間

令和 6 年 6 月 24 日から令和 7 年 1 月 30 日まで

よって、令和 7 年 1 月 31 日以降に生じた事象については、報告書へ反映していない。

7. 補助者の氏名及び資格

見之越常治 弁護士

石橋祥英 公認会計士

椎野年雅 税理士

林内律之 税理士

吉本訓枝 税理士

8. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも本件監査対象とした事件（テーマ）について地方自治法 252 条の 29 の規定に定める利害関係はない。

第2 外部監査の方法

1. 監査に対する取組み方針

包括外部監査制度は、過年度の事業を対象として監査を行う仕組みであるため、進行年度を対象に行う監査のように、適時に助言・指導することで、問題の発生自体を未然に防止することはできず、往々にして、取り返しの付かない過去の事象に対する単なる指摘となりがちである。そのため、進行年度を対象として実施される監査と比較して、監査される側が必要な情報を提供するインセンティブが働きにくい。

この点、外部監査制度は、地方公共団体が地方自治法第2条14項（住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる）、及び、同15項（組織及び運営の合理化）の趣旨を達成できるように助言・指導していくことが期待されているところ、過去の問題を指摘するだけではこの趣旨を実現することはできない。過去の問題を将来に活かす指摘を行うことで、初めてよりよい事業運営に寄与できるのである。

過去の問題を将来に活かすためには、その発生原因を探究して根本的な原因を特定することが必要であるが、そのためには、監査対象局や団体からの協力が不可欠である。すなわち、必要な情報が開示されない中で問題の原因を探究しても正しい根本原因には結び付かず、誤った原因を特定したがゆえに、不十分な解決となり、本質的な改善に繋がらない。

こういった考えから、包括外部監査を有効活用して、将来の事業運営をより良いものとするという同一の目標を、監査の初期段階で対象局及び団体と共有するとともに、監査人としては、根本原因を可能な限り特定することと、過去の問題を将来にどのように活かせるかを考えることを念頭に監査を行った。

また、複数年に亘り包括外部監査に関わってきた気付きとして、外部監査で抽出された問題は、対象局や団体だけの問題ではなく、県全体の問題であることも多く、他の部局も同様の問題を抱えている可能性が高い。

包括外部監査をより効果的なものとしていくためには、対象局・団体の改善を図るだけに止めず、対象局・団体で抽出された問題を一般化することで、対象局・団体以外の部局などにおいても同様の問題がないかを検討する機会にしていくことが必要である。

そのため、対象局・団体以外の部局などにおいても問題の抽出や改善が行える方法としてどのようなものが考えられるかについても念頭に入れて監査に取り組んだ。

2. 監査の要点

主として以下のような観点から監査を行った。

(1) 合規性、経済性、効率性、有効性

財務事務の執行及び事業の管理が法令その他の規定に従っているか（合規性）、無駄な経費を掛けていないか、または財源確保に努めているか（経済性）、同じ費用でより大きな成果が得られないか、または成果に対して最少の費用で事業が執行されているか（効率性）、目的に見合った成果が表れているか（有効性）という観点から監査を行った。

(2) 財務状況

- ① 法令に準拠した会計処理及び開示ができているか
- ② 公共の福祉と経済性の観点から、健全に運営されているか

(3) 財産

- ① 税務課及び県税事務所の施設・設備の現状把握が十分か
- ② 保有財産の管理が規程通りに実施されているか
- ③ 網羅的な固定資産及び貯蔵品の把握は出来ているか
- ④ 不要な余剰資産を抱えていないか
- ⑤ 減損の検討は適宜適切に実施しているか
- ⑥ 遊休財産の有効活用を図っているか

(4) 契約、負担金及び交付金

- ① 契約締結までの手続が法令や県の定める要領、手引等に従っているか
- ② 入札、随意契約、プロポーザル方式等、当該方法を採用した根拠が適切か
- ③ 不適切な再委託がなされていないか
- ④ 予定価格が適切に積算されているか
- ⑤ 見積合わせの場合、参加者の選択、参加者数は適切か
- ⑥ プロポーザル方式の場合、委託する業務等の内容が慎重に検討されているか
- ⑦ 契約完了後、契約条件にしたがって完了したか否かを確認しているか
- ⑧ 必要に応じて現地調査や証憑の確認をしているか

(5) 文書管理等

- ① 保管文書の保管場所の確認
- ② 保管文書の保管場所の鍵の常態はどうか
- ③ 文書等の使用記録とマニュアル目録等
- ④ 保管文書の保存状態と廃棄状態はどうか

(6) 税務システム

- ① 税務システムの確認
- ② 税務システム間の連動はどうか
- ③ 税務システムのセキュリティについてどうか
- ④ 税務システムの操作性と効率性

(7) 各県税項目全般

- ① 県税の賦課徴収の手続・日常の業務手順が適切に実施されているか

- ② 賦課徴収コストの適正化の観点から事務の効率化・合理化が進められているか
- ③ 条例や事務要領等の内部統制の規程が適正に処理されているかどうか
- ④ 課税の公平性と減免の公平性が保たれているか
- ⑤ 税務業務の電子化がどのようになされているか
- (8) 徴収事務・滞納整理等
 - ① 法令、要領その他の基準、規程に準拠しているか
 - ② 事務等の手続きが適正になされているか
 - ③ 数値目標の設定が適正かどうか
 - ④ 徴収業務等の公平性が担保されているかどうか
- (9) 各税務の問題
 - ① 事件の概要の確認
 - ② 問題の所在と損害状況はどうだったか
 - ③ 県の対応はどのようになされているか
- (10) 租税情報
 - ① 包括外部監査人と租税情報
 - ② 地方公務員法34条1項と地方税法22条の関連はどうか
 - ③ 包括外部監査人に提供される課税情報とは
 - ④ 包括外部監査人と県の守秘義務について

3. 主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用にあたっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査¹により行った。

(1) 予備調査

関連資料を入手、分析するとともに、質問により、事業の現状と課題を把握した。

(2) 本監査

予備調査の結果に基づき、「2. 監査の要点」について、以下の手続を実施した。

¹ 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

- ① 関連法令・条例・規則、予算書、事業に関する各種管理資料・意思決定資料その他必要書類の閲覧・分析、証憑との突合
- ② 担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等
- ③ 現場視察及び現地調査
- ④ その他必要と認めた監査手続

第3 監査の結果について

1. 指摘、意見及びその他

監査の過程で発見された事項については、「指摘」、「意見」、「その他」の3つに分類し、以下のような判断基準によった。

指摘・・・違法（法令、条例、規則等の違反）なもの

または不当（法令等が予定するものでない、運用方法が不十分または不適切、社会通念上適切でない）もの

＜根拠条文＞地方自治法第252条の37第5項

意見・・・違法または不当なもの以外で、組織及び運営の合理化、より経済的、効率的、効果的な事業となるように改善や検討が望まれるもの

＜根拠条文＞地方自治法第252条の38第2項

その他・・・監査人が、事案が監査対象年度に含まれない、監査対象局・団体を超えているもの、または指摘や意見とまでは言えないもののうち、今後の事業取り組みにおいて、有意義と判断したもの

2. 数値について

報告書の数値は端数を切捨て又は四捨五入して表示していることがあるため、合計が一致しない場合がある。

3. 略語について

令和6年度包括外部監査結果報告書略語一覧表

	名称	略語
1	広島県	県
2	地方自治法	自治法
3	地方自治法施行令	施行令
4	地方公共団体情報システム機構	J-LIS
5	地方公共団体情報システム機構法	J-LIS法
6	エルタックス	eLTAX
7	地方税共同機構	機構
8	自動車保有関係手続のワンストップサービス	OSS
9	自動車税納付確認システム	JNKS
10	広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則	埋立税条例施行規則
11	西部県税事務所	西部
12	東部県税事務所	東部
13	北部県税事務所	北部
14	西部県税事務所東広島分室	分室

第4 本外部監査の監査結果及び監査手続の概要

1. 監査結果の一覧

(1) 指摘、意見、その他の件数

本外部監査の指摘及び意見などの件数は次のとおりである。

区分	指摘	意見	その他	合計
全体	12件	24件	6件	42件
総務局税務課	18件	32件	4件	54件
県税事務所	9件	13件	1件	23件
合計	39件	69件	11件	119件

(2) 指摘、意見、その他の一覧

指摘、意見、その他の一覧は次のとおりである。

項 目	頁		結 果
第9 財産について	55	意見	貯蔵品の適正保有
	56	意見	複合機の設置場所と情報管理について
	57	指摘	切手の現物照合未実施について
	58	意見	大金庫の鍵の管理について
	58	意見	備品台帳の登録漏れ
	59	その他	備品台帳の借受備品の登録について
第10 契約	62	指摘	再委託禁止の原則と総合評価一般方式の評価方式の見直しの必要
	65	指摘	広島県個人情報取扱委託基準の不徹底
	66	意見	再委託禁止の原則と再委託先の調査の必要
	67	意見	不審情報の収集と通報の実効性確保に向けた方策の検討
	68	指摘	契約解除条項を付した形への契約変更の必要
	69	指摘	一般競争入札制度の不徹底
	69	意見	システム調達の際のオープンな仕様設計の必要
	71	意見	契約時の著作権の帰属について
	72	意見	専属的合意管轄の規定の必要
	73	意見	損害全額の受注者負担条項の明記
第11 負担金及び交付金	74	意見	個人情報の漏洩等の発生時の損害賠償額予定の規定化
	78	意見	根拠規定の明示と議事録等の作成
第12 文書管理等について	82	意見	文書管理規程の再認識
	83	意見	鍵の管理の統一化
	83	意見	文書使用マニュアルと持ち出し記録の作成
	83	意見	劣化した扉のセキュリティ
	84	指摘	保存書類の目録等の作成

第12 文書管理等について	84	指摘	保存期間を超えた文書の扱い
	85	指摘	保管管理場所内の扉
	86	指摘	保管管理場所の男子更衣室
	87	意見	契約書保管状況の不良
第13 税務システムについて	104	意見	税務トータルシステムと他の業務システムとの連携
	105	指摘	税務トータルシステムにおけるマイナンバー利用
	106	意見	再委託先の業務遂行状況に関する報告
	106	意見	システム改修の際の外部専門家からの意見聴取
	107	指摘	税務トータルシステムのセキュリティポリシー履行状況確認
	108	意見	広島県行政デジタル化推進アクションプランに沿った改革の実行
第14 個人県民税	112	その他	個人県民税の特別徴収割合の推移
	114	意見	実地調査の結果について
第15 森林環境税	117	その他	税務課としての対応
第16 ひろしまの森づくり県民税	119	意見	税額の計算式
第17 県民税利子割	121	その他	電子申告の利用促進
	122	その他	実地調査について
	122	その他	更正業務の経済性と効率化
第18 県民税配当割	124	その他	業務内容と電子化の推進
第19 県民税株式等譲渡所得割	126	その他	業務内容と電子化の推進
第20 個人事業税	132	指摘	照会文書のひな形の統一性
	132	指摘	職員研修・研修資料について
	133	意見	各種届出書の提出期限
	133	意見	事務処理の効率化
	134	意見	調査業務の内容
第21 法人二税	144	指摘	eLTAXと税務トータルシステムとの連動
	144	意見	既設法人が売電事業を開始した場合の確認
	145	意見	申告書送付時の封筒サイズ
	145	意見	委託業者における個人情報の取扱い
	145	意見	提出された申告書のチェックリスト
	146	意見	国の税務行政DXとの関わり
第22 不動産取得税	155	意見	東広島分室の不動産評価課の名称について
	155	意見	市町とのデータのやり取り
	156	意見	土地の評価に係る職員のスキル平準化
	157	意見	未登記建物等に係る課税客体の把握
	158	意見	家屋評価に係る不服等の申し立てについて
	159	意見	信託財産引継に係る不服等の申し立てについて
	159	意見	納付書の作成の自動化
第23 自動車税	169	意見	高額車両に係る減免について
	169	意見	身体障害者に対する自動車税減免後の実態調査
	169	意見	社会福祉法人の自動車税減免に係る実態確認
	170	意見	課税標準が適正に把握されているかについての確認

第24 県たばこ税	172	意見	普通郵便でのデータ送付の危険性
	173	指摘	県たばこ税の税務調査
	173	意見	県たばこ税の担当者数について
第25 ゴルフ場利用 税	177	意見	ゴルフ場利用税の等級決定確認書
	179	意見	ゴルフ場利用税の等級の指定についての見直し
	180	意見	ゴルフ場利用税の等級
	181	意見	等級の変更
	183	意見	特例税率の適用条件の確認について
	183	その他	添付書類
	184	指摘	税務調査
第26 軽油引取税	196	意見	システム
	198	指摘	免税証の管理
	199	意見	免税証発行時
	200	意見	免税軽油使用者証
	201	指摘	申告書及び納付書のプレプリント
	201	意見	市町交付金
	202	指摘	軽油引取税報償金交付要綱
	202	指摘	令和5年度中国四国一斉高速道路等軽油抜取調査
	203	その他	トリガー条項について
第27 狩猟税	208	指摘	納税について
	208	指摘	押印日付の違い
	209	指摘	納税(決定)額の記入
	210	指摘	添付書類
	211	意見	委任状の必要性
	212	意見	農林水産事務所との関係
第28 鉱区税	214	意見	納税義務者への申告義務の周知徹底
	214	意見	納税義務者への申告義務の周知徹底
	215	指摘	課税客体の未把握
第29 地方消費税	218	その他	地方消費税の県民への更なる周知
	218	意見	J-LISを活用した教育研修
第30 産業廃棄物埋 立税	222	指摘	税務調査について
	223	指摘	消費税の取扱い
	223	指摘	搬入量について
	225	指摘	申告書の記載
	227	指摘	課税標準額の確認
第31 徴収事務につ いて	230	意見	目標設定について
	232	指摘	督促発付決議の結果を受けてから発付すべき
	232	指摘	納期限から督促までの期間の是正
	235	指摘	県税滞納処分決議書への不要な記載
	236	指摘	交付要求の現状を定期的に確認すること
	237	意見	交付要求書の交付の遅滞
	239	指摘	猶予決議書と猶予通知書との金額の相違について
	240	意見	滞納者の追跡とマイナンバーの活用について
第32 審査請求・訴 訟等について	241	意見	標準審理期間の設定と公表
	242	意見	税理士等の税務専門家の訴訟関与の検討
	243	意見	県税犯則取締のための事務要綱等の改訂の必要

第34 ふるさと納税	257	意見	ふるさと納税に関する利用手数料
	258	意見	総務省へ報告した金額の差異
第35 印刷業務委託先による租税情報の漏洩	261	意見	情報廃棄確認の徹底
	262	指摘	損害賠償請求について
第36 ローターエンジン自動車税過大徴収問題	264	意見	地方税改正に伴うチェック体制
	265	意見	還付手続きに生じた費用
第37 租税情報における守秘義務について	268	指摘	包括外部監査人に対する情報提供不履行と監査への協力体制整備の必要
	271	指摘	マスキングの不徹底と個人情報に対する県職員の認識や意識の不足
	272	指摘	法律上の根拠のない第三者への租税情報の提供と県民からの同意の必要

2. 監査のプロセス

概ね次のような経過で監査を実施した。

令和6年4月～5月 事前ヒアリング

6月24日 テーマ決定、包括外部監査実施計画提出

7月2日 対象部局に概要説明及び資料提供の依頼

7月～12月 対象部局からの回答、回答に対する質問、資料提供依頼のやりとり、現場視察の実施

令和7年1月 対象部局及び監査委員事務局に包括外部監査報告書案を提示
対象部局による事実関係の確認及びこれをふまえた修正

なお、対象局への現地視察については以下の通りである。

視察場所	実施年月日	作業内容
東部県税事務所	令和6年10月18日	現地事務所事前ヒアリング、現金等の監査、施設事務所内の視察、税務システムのデモ視察とヒアリング、文書管理
北部県税事務所	令和6年10月22日	現地事務所事前ヒアリング、現金等の監査、施設事務所内の視察、税務システムのデモ視察とヒアリング、文書管理
西部県税事務所東広島分室	令和6年10月30日	現地事務所事前ヒアリング、現金等の監査、施設事務所内の視察、税務システムのデモ視察とヒアリング、文書管理
西部県税事務所	令和6年11月19日	現地事務所事前ヒアリング、現金等の監査、施設事務所内の視察、税務システムのデモ視察とヒアリング、文書管理
県庁税務課	令和6年11月26日	施設事務所内の視察、税務システムのデモ視察とヒアリング、文書管理等（地下倉庫等）確認

第5 県の税収入の状況

1. 県税の概要

県において賦課徴収される税目は以下のとおりである。全部で 17 種類 の県税が定められている。県税はそのうち、普通税と目的税とに区分される。普通税は、その収入の用途が特定されていない税金をいう。目的税は、ある一定の政策目的を達成させるため、その収入の用途が特定された税金である。さらにそれらは直接税と間接税とに分けられる。直接税は納税者が県に直接税金を納めるものであり、担税者（税金を負担する人）と納税義務者（税金を納める人）が同じものをいう。また、間接税は担税者が直接税金を納めず、事業者などの納税義務者を通じて納める税金である。

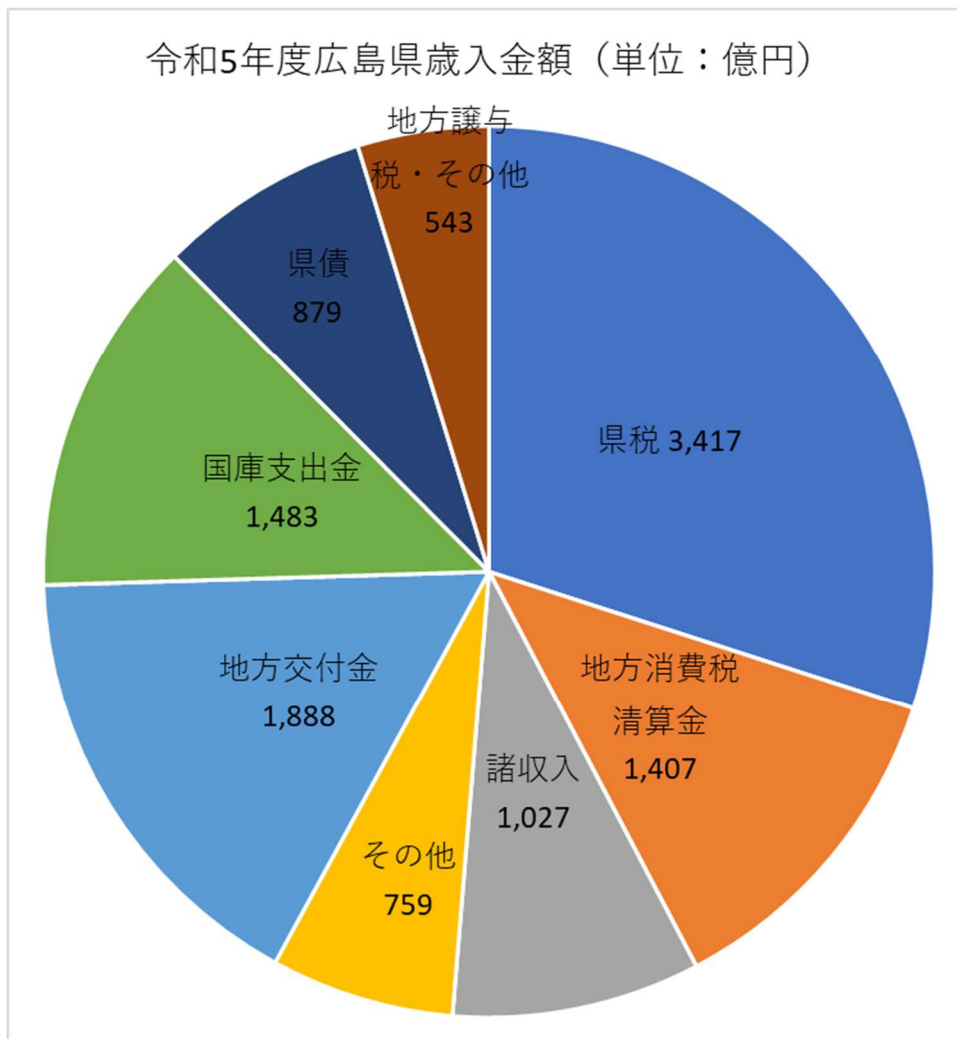
県 税																
普 通 税															目 的 税	
直 接 税											間 接 税				直 接 税	間 接 税
個人県民税	法人県民税	県民税 利子割	県民税 配当割	県民税 株式等 譲渡所得 割	個人事業税	法人事業税	不動産 取得税	自動車 税環境 性能割	自動車 税種別 割	鉱区税	地方消費 税	県たばこ 税	ゴルフ場 利用税	軽油引取 税	狩猟税	産業廃棄 物埋立税

2. 県の税収

広島県（以下「県」という）の人口は令和 5 年 12 月時点で 2,737,070 人である。過去推移を令和元年より見ると以下のとおりである。年々人口の減少が見られる。

広島県の人口推移令和元年～令和5年度まで					(単位：人)
令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	
2,737,070	2,757,379	2,775,469	2,792,618	2,807,752	

県の令和5年度の歳入当初予算額は、1兆1,403億円である。その内訳を見ていくと、県税が全体の30%を占め、次に地方消費税清算金が12.3%、諸収入が9%と続く。



一方、県の税収決算額に着目すると令和5年度の県税収は総額323,536,232千円である。同じく過去の推移を見ると令和元年度は325,794,562千円、令和2年度327,652,178千円、令和3年度337,499,388千円そして令和4年度は339,579,633千円であった。県の税収は約3,300億円で推移している。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
税収（千円）	325,794,562	327,652,178	337,499,388	339,579,633	323,536,232

次に税収を各県税目でどれくらいの徴収があるかを見ると、県税における税収比率の一番大きいのが、法人事業税である。続いて個人県民税である。令和５年度の構成比率を見れば、法人事業税が全体の 30.5%を占め個人県民税が 25.3%、地方消費税が 15.6%であった。目的税は全体の 0.2%にとどまる。

< 県税目別税収額と構成比率 >

税目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	比率 (%)
個人県民税	80,425,100	82,195,787	80,220,567	80,841,557	81,953,729	25.3
個人事業税	3,963,663	4,134,677	4,244,729	4,424,842	4,204,999	1.3
利子割	705,758	783,925	586,087	325,588	333,124	0.1
配当割	3,156,907	2,904,622	4,276,457	3,624,073	4,168,734	1.3
株式等譲渡所得割	1,651,223	2,885,882	4,648,193	2,536,049	4,594,502	1.4
法人県民税	14,037,054	10,284,159	8,963,179	8,821,216	8,762,236	2.7
法人事業税	82,996,887	78,148,490	88,136,029	98,340,905	98,593,429	30.5
地方消費税	65,375,543	76,189,419	76,464,547	68,801,286	50,420,329	15.6
不動産取得税	8,701,722	8,149,774	7,570,386	8,429,751	7,524,048	2.3
県たばこ税	2,910,771	2,779,852	2,935,650	3,084,002	3,082,523	1.0
ゴルフ場利用税	696,844	661,864	715,382	717,107	762,411	0.2
軽油引取税	23,590,452	22,509,908	22,911,431	22,857,393	22,408,759	6.9
自動車税	1,348,476	35,335,526	35,156,860	36,067,072	36,017,588	11.1
鉦区税	4,418	4,385	4,385	4,384	4,382	0.0
狩猟税	24,694	24,006	23,866	24,599	25,000	0.0
産業廃棄物埋立税	650,421	602,197	632,170	630,110	553,766	0.2
旧自動車税取得税	2,434,240	0	0	46,571	125,691	0.0
旧自動車税	33,120,389	57,705	9,470	3,128	982	0.0
合計	325,794,562	327,652,178	337,499,388	339,579,633	323,536,232	

続いて県税の収入未済額についてであるが、令和５年度の県税収入未済額は、3,731,772 千円であり、年々減少傾向にある。令和２年度は増加しているが、これは、新型コロナウイルス感染症に係る地方税法上の特例制度（徴収猶予）により徴収猶予中の額が大幅に増加したことによるものである。

県税収入未済額で最も多いのが、個人県民税で全体の 53.1%を占めている。なお、県税目のうち、収入未済状況にない税目は、配当割・利子割・株式等譲渡所得割・地方消費税・県たばこ税・鉦区税・産業廃棄物埋立税である。

〈県税税目別収入未済額と構成比率〉						(単位：円)
税 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	比率(%)
個人県民税	2,900,052,204	2,690,765,424	2,419,246,824	2,266,101,862	1,980,432,522	53.1
法人県民税	50,986,353	153,118,885	56,452,100	47,430,908	39,999,357	1.1
個人事業税	87,703,128	100,798,153	114,381,847	133,839,473	130,415,016	3.5
法人事業税	171,626,452	1,380,558,444	304,830,179	207,081,158	252,226,512	6.8
不動産取得税	610,313,446	642,383,723	582,670,350	610,035,220	641,855,503	17.2
県たばこ税	2,415	112,000	112,000			0
ゴルフ場利用税		4,510,600	1,420,600	68,800	68,800	0
軽油引取税	562,075,768	552,536,059	582,233,488	531,795,302	569,036,254	15.2
自動車税		93,067,894	88,402,355	96,719,192	111,401,451	3
狩猟税		11,300			32,200	0
旧自動車税	147,399,386	69,161,388	39,723,975	19,745,426	6,304,703	0.2
総 計	4,530,159,152	5,687,023,870	4,189,473,718	3,912,817,341	3,731,772,318	

3. 都道府県税決算額の全国と広島県

令和 5 年度の全国の都道府県税の総額は、20,906,338,719 千円である。そのうち一番高い税収は東京都である。2 番目は大阪、3 番目に神奈川県へと続く。広島県は全体の 12 位であった。中国地方では 1 番の県税収である。

令和5年度都道府県税収額

順位	都道府県名	税収入額（千円）	順位	都道府県名	税収入額（千円）
1	東京	4,952,775,896	31	青森	147,377,075
2	大阪	1,691,813,508	32	大分	146,344,962
3	神奈川	1,361,203,523	33	長崎	134,681,041
4	愛知	1,324,470,054	34	福井	133,992,098
5	千葉	1,275,888,633	35	香川	132,831,401
6	埼玉	838,855,897	36	岩手	129,376,511
7	兵庫	831,344,084	37	奈良	127,795,134
8	福岡	750,055,449	38	山形	117,391,511
9	北海道	650,980,567	39	宮崎	110,261,202
10	静岡	496,985,496	40	和歌山	103,984,979
11	茨城	428,802,738	41	山梨	100,722,236
12	広島	323,536,232	42	佐賀	99,030,450
13	宮城	313,881,017	43	秋田	97,543,635
14	三重	294,358,463	44	徳島	86,243,526
15	京都	294,155,631	45	島根	82,816,207
16	新潟	281,097,267	46	高知	68,048,571
17	群馬	272,507,512	47	鳥取	57,901,908
18	岐阜	264,069,977	合計額		20,906,338,719
19	岡山	263,403,631			
20	栃木	260,169,088			
21	福島	251,377,264			
22	長野	250,247,897			
23	山口	199,534,664			
24	滋賀	185,802,822			
25	愛媛	171,701,121			
26	熊本	169,472,761			
27	鹿児島	163,200,342			
28	石川	163,101,334			
29	沖縄	153,060,198			
30	富山	152,143,206			

令和4年度県税収入等の都道府県所在状況(No.1)

(単位：百万円)

	個人県民税		法人県民税		個人事業税		法人事業税		地方消費税		不動産取得税	
1	東京都	1,049,085	東京都	163,629	東京都	68,181	東京都	1,476,795	東京都	770,814	東京都	92,255
2	神奈川県	354,562	大阪府	49,674	神奈川県	23,842	大阪府	444,929	神奈川県	442,263	大阪府	36,912
3	愛知県	319,175	愛知県	39,484	大阪府	22,201	愛知県	398,784	大阪府	440,557	神奈川県	29,684
4	大阪府	313,285	神奈川県	25,686	埼玉県	17,376	神奈川県	304,104	愛知県	390,453	愛知県	27,165
5	埼玉県	303,710	埼玉県	16,598	愛知県	17,131	福岡県	172,422	埼玉県	340,579	埼玉県	20,415
6	千葉県	277,623	福岡県	16,468	千葉県	11,399	兵庫県	171,638	千葉県	325,576	千葉県	19,487
7	兵庫県	215,531	千葉県	14,575	福岡県	9,627	埼玉県	169,243	北海道	285,175	福岡県	19,113
8	北海道	145,039	兵庫県	14,259	兵庫県	9,618	千葉県	162,339	兵庫県	261,796	兵庫県	17,099
9	福岡県	142,796	北海道	13,143	静岡県	6,109	静岡県	142,829	福岡県	261,086	北海道	16,640
10	静岡県	123,926	京都府	10,584	北海道	5,794	北海道	142,456	静岡県	188,383	静岡県	10,096
11	茨城県	115,100	静岡県	9,181	京都府	5,143	茨城県	103,452	茨城県	144,871	京都府	9,550
12	広島県	87,327	宮城県	9,178	広島県	4,425	京都府	101,319	広島県	137,499	広島県	8,430
13	京都府	77,815	茨城県	9,147	茨城県	3,703	広島県	98,341	京都府	125,268	宮城県	7,409
14	岐阜県	77,493	広島県	8,821	宮城県	3,367	宮城県	86,674	宮城県	118,124	群馬県	5,862
15	栃木県	76,937	群馬県	7,179	岐阜県	3,321	長野県	67,357	新潟県	117,574	茨城県	5,726
16	長野県	75,430	長野県	6,455	沖縄県	3,103	新潟県	66,766	長野県	108,785	沖縄県	5,423
17	群馬県	73,759	栃木県	6,325	三重県	2,648	群馬県	66,612	群馬県	101,198	栃木県	5,131
18	三重県	72,276	岡山県	6,109	群馬県	2,486	三重県	66,059	岐阜県	100,640	長野県	4,953
19	宮城県	63,187	新潟県	5,995	栃木県	2,461	栃木県	64,054	栃木県	100,249	熊本県	4,766
20	福島県	62,734	岐阜県	5,760	新潟県	2,397	福島県	62,664	福島県	100,049	新潟県	4,548
21	新潟県	59,317	三重県	5,653	長野県	2,316	岡山県	61,081	岡山県	95,742	岡山県	4,509
22	滋賀県	58,171	福島県	5,510	岡山県	2,160	岐阜県	57,024	三重県	93,663	岐阜県	4,394
23	岡山県	55,241	滋賀県	5,228	福島県	2,017	滋賀県	54,206	熊本県	85,714	鹿児島県	4,104
24	奈良県	53,801	熊本県	4,828	熊本県	1,933	山口県	44,921	鹿児島県	79,806	福島県	4,050
25	山口県	48,837	愛媛県	4,202	滋賀県	1,767	熊本県	44,377	沖縄県	68,471	三重県	3,905
26	鹿児島県	46,036	山口県	4,189	石川県	1,729	愛媛県	42,987	長崎県	67,798	滋賀県	3,408
27	沖縄県	44,407	石川県	3,796	山口県	1,635	石川県	41,456	愛媛県	67,789	石川県	3,313
28	石川県	43,978	富山県	3,680	鹿児島県	1,520	富山県	38,695	滋賀県	66,338	岩手県	2,843
29	愛媛県	43,762	鹿児島県	3,531	長崎県	1,490	福井県	34,758	山口県	66,338	大分県	2,706
30	熊本県	41,741	香川県	3,483	奈良県	1,485	鹿児島県	34,306	青森県	62,897	山口県	2,703
31	富山県	40,927	沖縄県	3,383	愛媛県	1,424	沖縄県	31,916	岩手県	61,772	愛媛県	2,681
32	長崎県	39,739	岩手県	3,373	富山県	1,329	香川県	31,888	石川県	59,700	長崎県	2,505
33	岩手県	36,998	山梨県	3,156	宮崎県	1,278	山梨県	29,815	大分県	58,641	富山県	2,287
34	香川県	35,059	大分県	3,002	山梨県	1,210	大分県	29,290	奈良県	58,276	福井県	2,257
35	大分県	35,052	長崎県	2,869	和歌山県	1,198	岩手県	28,723	山形県	55,207	奈良県	2,228
36	青森県	34,714	福井県	2,711	福井県	1,184	長崎県	27,676	宮崎県	54,924	宮崎県	2,203
37	山形県	32,950	宮崎県	2,693	山形県	1,179	青森県	26,706	富山県	54,026	山形県	2,049
38	和歌山県	31,305	山形県	2,655	大分県	1,173	宮崎県	26,424	秋田県	50,163	和歌山県	1,944
39	山梨県	31,088	奈良県	2,543	岩手県	1,131	山形県	25,429	香川県	48,927	佐賀県	1,890
40	宮崎県	31,057	青森県	2,517	佐賀県	1,057	佐賀県	22,992	和歌山県	46,086	青森県	1,851
41	福井県	29,824	秋田県	2,363	青森県	1,055	奈良県	22,840	山梨県	41,901	香川県	1,825
42	秋田県	26,686	徳島県	2,331	香川県	943	秋田県	22,447	佐賀県	40,090	山梨県	1,723
43	佐賀県	25,288	佐賀県	2,312	高知県	875	和歌山県	22,240	福井県	38,725	徳島県	1,678
44	徳島県	25,239	和歌山県	2,288	秋田県	863	徳島県	21,983	高知県	35,841	秋田県	1,561
45	高知県	22,113	島根県	1,891	島根県	751	島根県	18,614	徳島県	34,444	島根県	1,239
46	島根県	21,405	高知県	1,555	徳島県	631	高知県	14,978	島根県	33,560	高知県	1,091
47	鳥取県	17,119	鳥取県	1,402	鳥取県	572	鳥取県	13,468	鳥取県	27,364	鳥取県	870
合計		5,038,644		525,394		260,237		5,240,077		6,415,142		418,481

令和4年度県税収入等の都道府県所在状況（No.2）

（単位：百万円）

	都道府県たばこ税		ゴルフ場利用税		軽油引取税		鉱区税		自動車税環境性能割		自動車税種別割		狩猟税	
1	東京都	17,023	千葉県	4,442	愛知県	58,621	千葉県	40	東京都	13,482	愛知県	115,150	北海道	44
2	大阪府	11,724	兵庫県	3,597	北海道	57,674	新潟県	31	愛知県	11,106	東京都	101,416	兵庫県	36
3	神奈川県	9,827	茨城県	2,710	埼玉県	51,029	北海道	30	神奈川県	9,059	神奈川県	89,485	茨城県	35
4	愛知県	8,456	静岡県	2,540	大阪府	46,504	岩手県	18	大阪府	8,850	埼玉県	84,228	静岡県	35
5	埼玉県	8,219	栃木県	2,300	千葉県	39,515	岐阜県	16	埼玉県	6,974	大阪府	77,914	千葉県	29
6	北海道	7,750	埼玉県	2,261	神奈川県	39,423	大分県	12	兵庫県	6,010	北海道	75,066	広島県	25
7	千葉県	7,275	三重県	1,720	兵庫県	38,698	鹿児島県	12	北海道	5,834	千葉県	74,015	愛媛県	24
8	福岡県	6,611	岐阜県	1,646	福岡県	37,895	岡山県	11	千葉県	5,830	兵庫県	60,993	鹿児島県	23
9	兵庫県	5,697	神奈川県	1,620	静岡県	37,588	福島県	10	福岡県	4,997	福岡県	60,642	栃木県	22
10	静岡県	4,150	北海道	1,489	東京都	36,735	兵庫県	10	静岡県	3,861	静岡県	52,916	大分県	21
11	茨城県	3,776	愛知県	1,450	茨城県	32,682	山口県	10	茨城県	2,943	茨城県	49,681	宮崎県	21
12	広島県	3,084	大阪府	1,430	宮城県	24,041	熊本県	10	広島県	2,933	栃木県	34,571	埼玉県	19
13	宮城県	2,999	群馬県	1,123	福島県	23,063	秋田県	9	京都府	2,563	群馬県	33,672	三重県	19
14	京都府	2,660	福岡県	1,096	広島県	22,857	栃木県	8	群馬県	2,545	広島県	33,137	高知県	19
15	福島県	2,590	滋賀県	1,068	新潟県	21,855	宮崎県	8	岐阜県	2,476	宮城県	32,777	福岡県	19
16	新潟県	2,487	沖縄県	878	栃木県	21,322	滋賀県	7	三重県	2,264	岐阜県	31,216	京都府	18
17	栃木県	2,462	奈良県	875	三重県	20,956	高知県	7	宮城県	2,164	長野県	30,998	熊本県	18
18	群馬県	2,356	長野県	820	岡山県	19,334	沖縄県	7	栃木県	2,039	新潟県	30,715	群馬県	17
19	長野県	2,217	山梨県	811	長野県	17,513	埼玉県	5	長野県	1,999	福島県	30,064	岡山県	17
20	熊本県	2,158	京都府	765	岐阜県	16,823	福岡県	5	新潟県	1,914	三重県	27,075	神奈川県	15
21	岡山県	2,147	広島県	717	群馬県	16,634	茨城県	4	岡山県	1,888	岡山県	25,587	岩手県	14
22	岐阜県	2,114	宮城県	704	熊本県	14,733	静岡県	4	福島県	1,621	京都府	24,698	長野県	14
23	三重県	2,076	東京都	663	京都府	14,521	広島県	4	滋賀県	1,534	熊本県	22,177	岐阜県	14
24	沖縄県	1,995	岡山県	662	岩手県	13,579	長崎県	4	熊本県	1,500	滋賀県	18,169	福島県	13
25	鹿児島県	1,917	熊本県	627	青森県	13,228	三重県	3	山口県	1,331	鹿児島県	17,959	和歌山県	13
26	青森県	1,784	福島県	540	山口県	12,933	愛媛県	3	石川県	1,324	山口県	17,611	滋賀県	12
27	長崎県	1,625	石川県	539	滋賀県	12,747	青森県	2	奈良県	1,222	石川県	17,511	島根県	12
28	滋賀県	1,540	新潟県	485	鹿児島県	11,845	宮城県	2	青森県	1,152	岩手県	17,432	山口県	12
29	愛媛県	1,528	山口県	471	富山県	10,668	山形県	2	鹿児島県	1,052	富山県	16,627	徳島県	12
30	岩手県	1,523	鹿児島県	403	愛媛県	9,907	群馬県	2	岩手県	1,051	青森県	16,217	新潟県	11
31	山口県	1,511	宮崎県	398	石川県	9,742	東京都	2	富山県	1,040	山形県	15,779	山梨県	11
32	大分県	1,391	愛媛県	353	香川県	9,260	福井県	2	愛媛県	998	沖縄県	15,558	奈良県	11
33	宮崎県	1,374	香川県	338	山形県	9,129	長野県	2	山形県	982	愛媛県	15,499	宮城県	10
34	石川県	1,301	大分県	333	秋田県	9,114	愛知県	2	大分県	908	奈良県	14,877	石川県	10
35	奈良県	1,264	和歌山県	322	佐賀県	8,957	富山県	1	福井県	857	大分県	14,150	愛知県	10
36	山形県	1,186	長崎県	314	大分県	8,932	京都府	1	和歌山県	853	宮崎県	13,469	福井県	9
37	秋田県	1,185	佐賀県	299	宮崎県	8,780	奈良県	1	秋田県	851	秋田県	13,158	佐賀県	9
38	富山県	1,156	富山県	278	福井県	7,469	鳥取県	1	山梨県	823	香川県	12,946	大阪府	8
39	和歌山県	1,143	岩手県	276	沖縄県	7,268	島根県	1	香川県	816	山梨県	12,865	長崎県	8
40	香川県	1,109	徳島県	245	山梨県	6,992	徳島県	1	沖縄県	796	長崎県	12,828	富山県	6
41	佐賀県	1,081	福井県	242	長崎県	6,872	神奈川県	0	長崎県	789	福井県	12,031	鳥取県	6
42	山梨県	1,039	高知県	233	奈良県	6,566	石川県	0	宮崎県	767	和歌山県	10,975	青森県	4
43	福井県	892	秋田県	155	和歌山県	6,432	山梨県	0	徳島県	587	佐賀県	10,423	東京都	4
44	高知県	872	青森県	146	徳島県	5,434	大阪府	0	佐賀県	585	徳島県	9,974	香川県	4
45	徳島県	845	山形県	114	島根県	4,975	和歌山県	0	島根県	537	島根県	8,012	山形県	3
46	島根県	681	鳥取県	108	鳥取県	4,643	香川県	0	鳥取県	504	高知県	7,641	沖縄県	3
47	鳥取県	622	島根県	97	高知県	4,315	佐賀県	0	高知県	485	鳥取県	6,942	秋田県	2
	合計	150,422		44,703		919,803		310		126,696		1,526,846		721

また、令和４年度のデータであるが、県税目別の収入を見ると、広島県は次のような状況であった。

全国と比較すると、最も順位の高い税目は６位の狩猟税（２５百万円）であった。逆に一番低い税目は鉱区税 ２３ 位（４ 百万円）である。その他税目はおおよそ １２ 位から ２１ 位以内での順位である。

4. 令和５年度税制改正について

県における令和５年度の主な税制改正は以下のとおりである。

なお、施行日は令和５年４月１日である。

(1) 自動車税環境性能割の税率区分の見直し

新型コロナウイルス感染症等により自動車の半導体不足等の状況から、車の燃費性能に応じて設定している税率区分を以下のように据え置く。

また、国は新車販売の電気自動車を令和１７年までに１００％にする目標から、電動車の一層の普及促進を図るため、各税率区分における燃費基準達成度を令和６年１月以降段階的に上げている。

	令和５年４月～１２月末	令和６年１月～令和７年３月	令和７年４月～
税率	対象車		
非課税	電気自動車	同対象車	同対象車
	燃料電池自動車		
	天然ガス自動車		
	プラグインハイブリッド車		
	2030年度燃費基準85％達成～	2030年度燃費基準85％達成～	2030年度燃費基準95％達成～
税率1％	2030年度燃費基準75％達成～	2030年度燃費基準80％達成～	2030年度燃費基準85％達成～
税率2％	2030年度燃費基準60％達成～	2030年度燃費基準70％達成～	2030年度燃費基準75％達成～
税率3％	上記以外または2020年度燃費基準未達成	同左	同左

(2) 自動車税種別割のグリーン化特例の適用期限の延長

電気自動車等を取得した場合における現行の軽減措置（翌年度税額△ 75 ％軽減等）の適用期限を令和８年３月３１日までの３年間延長される。

(3) 課税免除の適用期限の延長等

① 離島振興法の改正に伴う税制上の特例措置（課税免除等）の見直しがされた。

離島振興計画において、産業振興促進事項に記載された区域内で、事業者が対象の設備を新設、増設した場合には、県によっては、減収補填として国の財政支援を受け、事業税、不動産取得税の税率を優遇する措置である。

- ・適用期限の２年延長（令和７年３月３１日まで）
- ・対象を同法に規定する離島振興計画において産業振興促進事項に記載されている地

区及び事業に限定

② 過疎法、離島振興法及び半島振興法における税制特例措置の適用区域が整理された。

これは、過疎地域で一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業並びに個人が行う畜産業及び水産業に関して、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収分を補填する措置である。

第6 県の税務行政組織について

1. 税務組織について

県は、県税賦課徴収の事務を取り扱う組織として、本庁に総務局税務課を置き、地方機関として西部県税事務所（以下「西部」という）・東部県税事務所（以下「東部」という）・北部県税事務所（以下「北部」という）の3事務所を設置している。さらにこれら県税事務所については、西部は広島市の本所と呉分室、廿日市分室及び東広島分室が設置されている。また、東部は福山市にある本所と尾道分室が設置されている。

なお、西部は県庁敷地内にあった旧西部県税事務所（広島市中区基町 10-23）建物が現行の耐震基準を満たさないため、令和 6 年 10 月 15 日に広島市東区光町（元県立生涯学習センター）へ移転している。

< 県の税務機構（R5.4.1 時点のもの） >

総務局													
税務課							西部県税事務所				東部県税事務所		北部県税事務所
管理グループ	企画グループ	指導第1グループ	指導第2グループ	指導第3グループ	市町税政グループ	システム管理グループ	本所（広島）	呉分室	廿日市分室	東広島分室	本所（福山）	尾道分室	本所（三次）

また、各県税事務所の組織については次のとおりである。

(1) 西部

西部は、令和 6 年 10 月 15 日に移転し、現在の所在地は、東区光町二丁目 1-14 広島
県光町庁舎 1 階・2 階（元県立生涯学習センター）である。

西部県税事務所																																
本所（広島）																		呉分室		廿日市分室		東広島分室										
整理班	地方税特別滞納	税務管理課	滞納整理第一課			滞納整理第二課			法人課税課			個人課税課			不動産税課			自動車税課		納税班	滞納整理班	納税班	滞納整理班	納税課	不動産評価課	軽油調査課						
		出納係	還付第一係	還付第二係	滞納整理第一班	滞納整理第二班	滞納整理第三班	滞納整理第一班	滞納整理第二班	滞納整理第三班	法人課税第一係	法人課税第二係	法人課税第三係	法人課税第四係	個人課税第一係	個人課税第二係	個人課税第三係	不動産税第一係	不動産税第二係	不動産税第三係	自動車税第一係	自動車税第二係					納税係	滞納整理班	不動産評価第一係	不動産評価第二係	軽油調査第一班	軽油調査第二班

(2) 東部及び北部

東部の所在地は福山市三吉町 1 丁目 1-1、北部の所在地は三次市十日市東 4 丁目 6-1 である。

東部県税事務所										北部県税事務所			
本所（福山）								尾道分室		本所（三次）			
滞 納 方 整 理 特 別 班 別	地 税 管 理 課	滞 納 整 理 課			課 税 第 一 課		課 税 第 二 課		納 税 班	滞 納 整 理 班	収 納 管 理 課		課 税 課
		滞 納 整 理 第 一 班	滞 納 整 理 第 二 班	滞 納 整 理 第 三 班	法 人 課 税 係	個 人 課 税 係	不 動 産 税 第 一 係	不 動 産 税 第 二 係	自 動 車 税 係		出 納 班	滞 納 整 理 班	事 業 税 係 不 動 産 自 動 車 税 係

(3) 県税事務所管轄について

① 西部

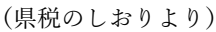
管轄地域は、広島市中区、東区、南区、西区、安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区と呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、海田町、坂町、熊野町、山県郡安芸太田町、北広島町、豊田郡大崎上島町である。

② 東部

管轄地域は、三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡世羅町、神石郡神石高原町である。

③ 北部

管轄地域は、三次市、庄原市である。



2. 県税の事務分掌

県税の事務分掌については以下の通りとなっている。なお、令和5年度4月1日時点でのものである。

総務局税務課

グループ	分 掌 事 務
管理グループ	1 職員の身分、服務及び福利厚生に関すること 2 税務組織に関すること 3 歳出予算及び支出に関すること 4 物品の出納及び管理に関すること 5 文書の収発整理に関すること 6 公有財産の管理に関すること 7 税務職員の研修に関すること 8 県税事務所の事務実態調査及び定例監査（包括外部監査及び委員監査を除く）に関すること 9 他のグループの所掌に属さないこと
企画グループ	1 県税及び県税に係る税外収入の予算の整理 2 県税関係法規及び通達に関すること 3 納税貯蓄組合に関すること 4 特別法人事業譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、森林環境譲与税及び航空機燃料譲与税に関すること 5 課税状況等の報告に関すること 6 県税統計に関すること 7 地方交付税の基準財政収入に関すること 8 県税に係る陳情、請願に関すること 9 県税に係る広報に関すること 10 定例監査（職員監査を除く）に関すること
指導第一グループ	1 法人二税及び自動車税（自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割）の総括 2 税理士資格に関すること 3 指導第一グループに係る県税の不服申立及び訴訟に関すること
指導第二グループ	1 個人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、個人事業税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、不動産取得税の総括 2 産業廃棄物埋立税に関すること 3 県税の犯則取締に関すること 4 県税のほ税調査及びその指導に関すること 5 県税の課税免除に関すること 6 地方消費税に関すること 7 鉦区税の賦課徴収に関すること 8 県たばこ税及び狩猟税に関すること 9 指導第二グループに係る県税の不服申立及び訴訟に関すること

総務局税務課（続き）

グループ	分 掌 事 務
指導第三グループ	1 県税の滞納整理に関する事 2 インターネット公売に関する事 3 市町税の徴収指導（個人県民税の徴収対策を含む。）に関する事 4 税外債権の管理回収に係る研修に関する事 5 広島県債権管理会議に関する事 6 その他、税外債権の管理・回収に係る支援全般に関する事 7 県税及び県税に係る調定収入の整理 8 県税事務所の事務実態調査及び定例監査（包括外部監査及び委員監査を除く）に関する事
市町税政グループ	1 市町の徴収対策に関する事 2 個人住民税特別徴収の推進に関する事 3 固定資産税の課税免除に関する事 4 市町村民税に関する事 5 国民健康保険税に関する事 6 普通交付税（基準財政収入額）に関する事 7 特別土地保有税に関する事 8 固定資産税・都市計画税に関する事 9 固定資産評価審議会に関する事 10 市町村交付金・納付金に関する事 11 基地交付金に関する事 12 個人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割の総括 13 利子割精算金に関する事 14 寄付金税制及びふるさと納税に関する事
システム管理グループ	1 税務トータルシステムの運用管理に関する事 2 地方税電子申告審査システムの運用管理に関する事 3 軽油流通情報管理システム及びたばこ流通情報管理システムに関する事 4 県税領収済通知書の管理に関する事 5 自動車登録手続のワンストップサービス（O S S）に関する事 6 電子納税に関する事 7 E U C システムに関する事 8 税務端末機器等の管理に関する事

県税事務所

所	課	係・班	分 掌 事 務
西 部 県 税 事 務 所 (本 所)	地方税特別滞納整理班		1 大口・徴収困難に係る徴収金及び過料の徴収並びに滞納処分に関する事 2 個人住民税直接徴収及び併任徴収に関する事 3 納税貯蓄組合の育成指導に関する事
	税務管理課	出 納 係 還 付 第 一 係 還 付 第 二 係	1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関する事 2 納税意欲の喚起に関する事 3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関する事 4 県税領収証、徴収金出納簿、現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関する事 5 徴収金及び過料の収入整理に関する事 6 督促状の発付及び過額納金還付充当に関する事 7 納税証明に関する事 8 前各号のほか、他課の所掌に属しない事
	滞納整理第 一課	滞納整理第一班 滞納整理第二班 滞納整理第三班	1 県税、特別法人事業税及び地方税法特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関する事 2 県税、特別法人事業税及び地方税法特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関する事
	滞納整理第 二課	滞納整理第一班 滞納整理第二班 滞納整理第三班	1 県税、特別法人事業税及び地方税法特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関する事 2 県税、特別法人事業税及び地方税法特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関する事
	法人課税課	法人課税第一係 法人課税第二係 法人課税第三係 法人課税第四係	1 法人の県民税、法人の事業税、特別法人事業税及び地方税法特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関する事 2 法人の県民税、法人の事業税、特別法人事業税及び地方税法特別税の課税標準の調査に関する事 3 eTAXの普及・利用促進に関する事
	個人課税課	個人課税第一係 個人課税第二係 個人課税第三係	1 個人の県民税、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、個人の事業税及び狩猟税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関する事 2 個人の県民税、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、個人の事業税及び狩猟税の課税標準の調査に関する事 3 市町が処理する県民税に係る事務に関する事 4 軽油引取税の免税証の管理に関する事
	不動産税課	不動産税第一係 不動産税第二係 不動産税第三係	1 不動産取得税及び固定資産税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関する事 2 不動産取得税及び固定資産税の課税標準の調査に関する事 3 不動産取得税及び固定資産税に係る犯則取締に関する事
	自動車税課	自動車税第一係 自動車税第二係	1 自動車税の種別割及び同税に係る税外収入の賦課に関する事 2 自動車税の種別割の課税標準の調査に関する事 3 証紙徴収に係る自動車税及び軽自動車税（環境性能割に限る。）の申告書の受理等（広島運輸支局所管の自動車に限る。） 4 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例第四条の自動車税の種別割の徴収に関する事

県税事務所（続き）

所	課	係・班	分 掌 事 務
東 部 県 税 事 務 所 (本 所)	地方税特別滞納整理班		1 大口・徴収困難に係る徴収金及び過料の徴収並びに滞納処分に関する事 2 個人住民税直接徴収及び併任徴収に関する事 3 納税貯蓄組合の育成指導に関する事
	税 務 管 理 課		1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関する事 2 納税意欲の高揚に関する事 3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関する事 4 県税領収証、徴収金出納簿、現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関する事 5 徴収金及び過料の収入整理に関する事 6 督促状の発付及び過額納金還付充当に関する事 7 納税証明に関する事 8 前各号のほか、他課の所掌に属しない事
	滞納整理課	滞納整理第一班 滞納整理第二班 滞納整理第三班	1 県税及び特別法人事業税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関する事 2 県税及び特別法人事業税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関する事
	課税第一課	法 人 課 税 係 個 人 課 税 係	1 県民税、事業税、特別法人事業税、地方法人特別税及び併納税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関する事 2 県民税、事業税、特別法人事業税、地方法人特別税及び併納税の課税標準の調査に関する事 3 県民税、事業税、特別法人事業税、地方法人特別税及び併納税に係る犯則取締に関する事 4 市町が処理する県民税に係る事務に関する事
	課税第二課	不 動 産 税 第 一 係 不 動 産 税 第 二 係 自 動 車 税 係	1 不動産取得税、自動車税の種別割及び固定資産税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関する事 2 不動産取得税、自動車税の種別割及び固定資産税の課税標準の調査に関する事 3 不動産取得税、自動車税の種別割及び固定資産税に係る犯則取締に関する事 4 証紙徴収に係る自動車税等の申告書の受理等（福山自動車検査登録事務所所管の自動車に限る。） 5 軽油引取税の免税証の管理に関する事
北 部 県 税 事 務 所	収納管理課	出 納 班 滞 納 整 理 班	1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関する事 2 納税意欲の高揚に関する事 3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関する事 4 県税領収証、徴収金出納簿、現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関する事 5 徴収金及び過料の収入整理に関する事 6 督促状の発付及び過額納金還付充当に関する事 7 納税証明に関する事 8 県税等及びこれらに係る税外収入の徴収に関する事 9 県税等の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関する事 10 納税貯蓄組合の育成指導に関する事 11 前各号のほか、他課の所掌に属さない事
	課 税 課	事 業 税 係 不 動 産 自 動 車 税 係	1 県税等及びこれらに係る税外収入の賦課に関する事 2 県税等の課税標準の調査に関する事 3 軽油引取税の免税証の管理に関する事 4 市町が処理する県民税に係る事務に関する事

県税事務所（続き）

所	課	係・班	分掌事務
呉・廿日市・尾道分室	納滞納税整理班		1 県税領収証、徴収金出納簿、現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること 2 徴収金及び過料の収入整理に関すること 3 納税証明に関すること 4 県税等及びこれらに係る税外収入の徴収に関すること 5 県税等の延滞金の減免に関すること 6 不動産取得税の減額及び徴収猶予に関すること 7 自動車税等の減免に関すること 8 軽油引取税の免税証の管理に関すること
東広島分室	納税課	納税係 滞納整理班	1 県税領収証、徴収金出納簿、現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること 2 徴収金及び過料の収入整理に関すること 3 納税証明に関すること 4 県税等及びこれらに係る税外収入の徴収に関すること 5 県税等の延滞金の減免に関すること 6 不動産取得税の減額及び徴収猶予に関すること 7 自動車税等の減免に関すること
	不動産評価課	不動産評価第一係 不動産評価第二係	1 不動産取得税及び固定資産税の課税標準となるべき価格の調査及び決定に関すること
	軽油調査課	軽油調査第一班 軽油調査第二班	1 軽油引取税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること 2 ゴルフ場利用税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること 3 軽油引取税及びゴルフ場利用税の課税標準の調査に関すること 4 軽油引取税及びゴルフ場利用税に係る犯則取締に関すること 5 軽油引取税の免税証の管理に関すること

3. 県税職員数（R5.4.1時点のもの）

県税に携わる県の職員数は以下のとおりである。

< 税務職員総数 >

（単位：人）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
331	325	312	307	305

なお、令和5年度の税務職員の配置については以下のとおりである。

< 税務職員配置 >

（単位：人）

総数	税務課	西部県税事務所 （本所）	西部県税事務所 （呉分室）	西部県税事務所 （廿日市分室）	西部県税事務所 （東広島分室）	東部県税事務所 （本所）	東部県税事務所 （尾道分室）	北部県税事務所 （本所）
305	35	127	11	12	33	58	10	19

徴税吏員数について（令和５年４月１日時点）

税務課

所属		徴税 吏員数	担当税目内訳
税務課	課長	1	特定の担当税目なし 1 人
	税務システム担当監	1	特定の担当税目なし 1 人
	参事	1	特定の担当税目なし 1 人
	参事	1	特定の担当税目なし 1 人
	管理 G	4	特定の担当税目なし 4 人
	企画 G	4	特定の担当税目なし 4 人
	指導第一 G	3	法人事業税・自動車税 1 人 法人事業税 1 人 自動車税 1 人
	指導第二 G	4	個人事業税・不動産取得税・鉦区税・地方消費税・県たばこ税・ゴルフ場利用 税・軽油引取税・狩猟税・産業廃棄物埋立税 1 人 不動産取得税 1 人 ゴルフ場利用税・軽油引取税・産業廃棄物埋立税 1 人 個人事業税・鉦区税・地方消費税・県たばこ税・狩猟税 1 人
	指導第三 G	4	特定の担当税目なし 4 人
	市町税政 G	4	県民税（個人県民税） 1 人 県民税（県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割） 1 人 特定の担当税目なし 2 人
	システム管理 G	8	県民税・個人事業税・法人事業税・不動産取得税・自動車税・鉦区税・県たば こ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・産業廃棄物埋立税 1 人 法人事業税・個人事業税・自動車税 1 人 法人事業税 1 人 自動車税・鉦区税・不動産取得税・産業廃棄物埋立税 1 人 自動車税・県民税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税 1 人 特定の担当税目なし 3 人

東部県税事務所

東部県税事務所	所長	1	特定の担当税目なし 1 人
	次長（兼）政策監	1	特定の担当税目なし 1 人
	次長	1	特定の担当税目なし 1 人
	地方税総括管理監	1	特定の担当税目なし 1 人
	地方税特別滞納整理班	5	特定の担当税目なし 5 人
	税務管理課	7	特定の担当税目なし 7 人
	滞納整理課	12	特定の担当税目なし 12 人
	課税第一課	11	県民税（法人県民税、県民税利子割）・法人事業税・個人事業税・狩猟税 2 人 県民税（法人県民税）・法人事業税 5 人 県民税（個人県民税） 1 人 個人事業税 1 人 個人事業税・県民税（県民税利子割） 1 人 個人事業税・狩猟税 1 人
	課税第二課	19	不動産取得税・自動車税・軽油引取税 2 人 不動産取得税 11 人 自動車税・軽油引取税 6 人
	分室長（兼）政策監	1	特定の担当税目なし 1 人
東部県税事務所尾道分室	次長	1	特定の担当税目なし 1 人
	納税班	4	県民税（法人県民税）・法人事業税・不動産取得税・自動車税・軽油引取税 4 人
	滞納整理班	4	特定の担当税目なし 4 人

西部県税事務所

西部県税事務所	所長	1	特定の担当税目なし 1 人
	次長（兼）政策監	1	特定の担当税目なし 1 人
	次長	1	特定の担当税目なし 1 人
	次長	1	特定の担当税目なし 1 人
	地方税総括管理監	1	特定の担当税目なし 1 人
	地方税特別滞納整理班	7	特定の担当税目なし 7 人
	税務管理課	15	特定の担当税目なし 15 人
	滞納整理第一課	17	特定の担当税目なし 17 人
	滞納整理第二課	17	特定の担当税目なし 17 人
	法人課税課	19	法人事業税 19 人
	個人課税課	14	個人事業税 14 人（うち県民税利子割 2 人・県民税配当割・株式等譲渡所得割 1 人・狩猟税 1 人・軽油引取税 1 名）
	不動産税課	20	不動産取得税 20 人
	自動車税課	13	自動車税 13 人
西部県税事務所呉分室	分室長（兼）政策監	1	特定の担当税目なし 1 人
	次長	1	特定の担当税目なし 1 人
	納税班	4	県民税（法人県民税）・法人事業税・個人事業税 1 人 不動産取得税・自動車税 2 人 軽油引取税 1 人
	滞納整理班	5	特定の担当税目なし 5 人
西部県税事務所廿日市分室	分室長（兼）政策監	1	特定の担当税目なし 1 人
	次長	1	特定の担当税目なし 1 人
	納税班	4	県民税（法人県民税）・法人事業税・個人事業税・不動産取得税・自動車税・軽油引取税 1 人 自動車税・軽油引取税 2 人 不動産取得税・軽油引取税 1 人
	滞納整理班	6	特定の担当税目なし 6 人
西部県税事務所東広島分室	分室長（兼）政策監	1	特定の担当税目なし 1 人
	次長	1	特定の担当税目なし 1 人
	納税課	9	特定の担当税目なし 9 人
	不動産評価課	9	不動産取得税 9 人
	軽油調査課	13	軽油引取税 6 人 ゴルフ場利用税・軽油引取税 7 人

北部県税事務所

北部県税事務所	所長	1	特定の担当税目なし 1 人
	次長（兼）政策監	1	特定の担当税目なし 1 人
	収納管理課	8	特定の担当税目なし 8 人
	課税課	9	県民税（個人県民税・法人県民税・県民税利子割）・個人事業税・法人事業税・不動産取得税・自動車税・軽油引取税・狩猟税 1 人 県民税（個人県民税・法人県民税・県民税利子割）・個人事業税・法人事業税・軽油引取税・狩猟税 1 人 県民税（県民税利子割・個人県民税）・軽油引取税・狩猟税 1 人 県民税（法人県民税）・法人事業税 1 人 個人事業税 1 人 不動産取得税・自動車税 1 人 不動産取得税 2 人 自動車税 1 人

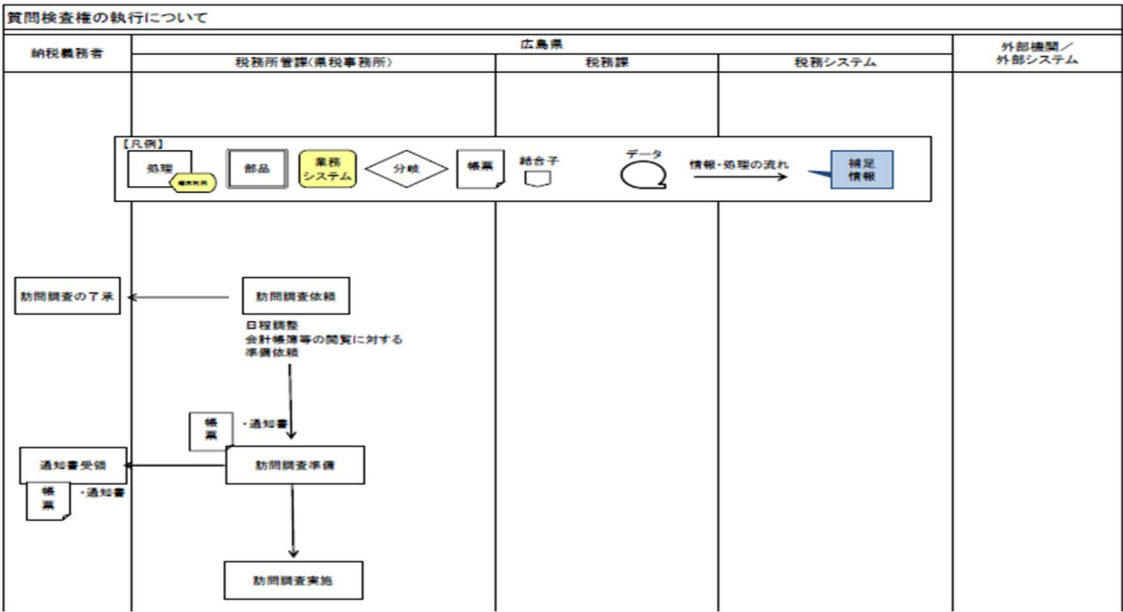
4. 質問調査権

(1) 質問検査権について

地方税法では、地方税の賦課徴収事務に関して、地方税法第3条の2により県は、その権限の一部を地方団体の条例の定めるところによって、税務に関する事務所の長に委任することができる。このため、地方団体の長、徴税吏員（ちょうぜいりいん）、税務に関する事務所長が、地方税法上で地方税の賦課徴収に係る。徴税吏員とは、地方税の賦課徴収事務に従事する地方団体の吏員をいう。徴税吏員は、賦課徴収に関する調査のため一定の質問検査権が与えられている。

	条文	質問検査権の対象
地方税法	26条	徴税吏員の道府県民税に関する調査に係る質問検査権
	72条の7	徴税吏員の事業税に関する調査に係る質問検査権
	72条の84	徴税吏員の譲渡割に関する調査に係る質問検査権
	73条の8	徴税吏員の不動産取得税に関する調査に係る質問検査権
	74条の7	徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る質問検査権
	77条	徴税吏員のゴルフ場利用税に関する調査に係る質問検査権
	144条の11	徴税吏員の軽油引取税に関する調査に係る質問検査権
	151条	徴税吏員の自動車税に関する調査に係る質問検査権
	188条	徴税吏員の鉱区税に関する調査に係る質問検査権
	264条	徴税吏員の道府県法定外普通税に関する調査に係る質問検査権
	733条の4	徴税吏員の法定外目的税に関する調査に係る質問検査権

(2) 質問検査権の執行について



地方税法 26 条²にて、徴税吏員の県民税に関する調査に係る質問検査権が規定されている。徴税吏員は、県から徴税吏員証が交付される。徴税吏員は税務調査の際には、この吏員証を携帯し、請求があるときはこれを開示する必要がある。

² 第二十六条 道府県の徴税吏員は、法人の道府県民税並びに利子等に係る道府県民税、特定配当等に係る道府県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 二 特別徴収義務者
- 三 前二号に掲げる者以外の者で当該道府県民税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 道府県民税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第六十八条第六項、第七十一条の十九第六項、第七十一条の四十第六項又は第七十一条の六十第六項の定めるところによる。

5 第一項及び第三項の規定による道府県の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(3) 税務調査と立ち入り調査について

県が行う税務調査等については、以下の通りである。

税目等	税務調査・立ち入り調査	調査の内容	調査対象
徴収	財産調査(多くは郵送)	預貯金の有無及び取引履歴	金融機関
徴収	財産調査(多くは郵送)	固定資産所有の有無及び勤務先等	市町村
徴収	住所履歴等及び相続関係調査 (多くは郵送)	住民票、戸籍及び戸籍附票等による居住者及び住所履歴	市町村
徴収	法務局調査(多くは郵送)	不動産の権利関係の調査	法務局
徴収	裁判所調査	競売事件等の状況	裁判所
徴収	概況調査	居住の確認、生活状況の確認	滞納者
徴収	搜索	換価可能財産の確認及び差押	滞納者
個人事業税	税務署調査	税務署にて、書面で提出された青色申告決算書、収支内訳書、添付書類等を閲覧し、スキャンしてPCに保存し持ち帰る。	個人事業税課税対象者
個人事業税	現地調査、臨戸調査	不動産貸付業、駐車場業の判定をするにあたり、必要に応じて現地調査や臨戸調査を実施する。	個人事業税課税対象者
軽油引取税	路上軽油採取調査	不正軽油購入の端緒発見のため、関係機関（県警等）と連携して、路上調査を実施する。 ① 中国運輸局と合同で実施する路上軽油採取調査 ② 全国一斉路上軽油採取調査 ③ 中国四国一斉高速道路等軽油採取調査	軽油を燃料として使用する車両（主にトラック）
軽油引取税	大口物流荷主等を通じた軽油採取調査	大量の物流を運送会社に委託している大規模企業等を通じて、当該企業敷地内に入出りする車両を対象に採取調査を実施する。	大口物流荷主等に入出りする車両
軽油引取税	石油製品の販売業者に対する調査	特別徴収義務者及び石油製品販売業者ごとに毎年度調査対象事業所を選定し、コンタミネーション（混和）防止の指導、免税軽油の販売に係る免税証の取扱事務に関する指導及び不正軽油売り込み等の情報収集を行う。	特別徴収義務者及び石油製品販売業者の事業所（主にガソリンスタンド）
軽油引取税	大口需要家に対する調査	需要家から不正軽油情報を入手するため、軽油流通情報管理システムや過去の調査データを活用して調査対象者を抽出し、概況調査を実施する。	大口需要家（事業所内に軽油貯蔵施設を有する者）
軽油引取税	免税軽油使用者調査	免税証発行事務所として、申請内容、使用実績、免税対象外の軽油車輛等の保有状況等に基づき、調査対象者を選定し、概況調査を実施する。	免税軽油使用者
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税調査	ゴルフ場に保管されている帳簿類（スタート票、営業日報、サイン帳等）を精査し、県税への申告内容との照合を行うとともに、県税に届出されている利用料金と実際に徴収している額に齟齬がないか確認を行う。	ゴルフ場（４年で県内全ゴルフ場を一巡する）
不動産取得税	法務局調査	法務局から受理した登記済データと登記申請書を照合し、データ上で確認できない事項や漏れがないか等の確認を行う。	不動産取得税課税対象者
不動産取得税	現地調査（家屋調査）	新築家屋（未評価家屋含む）の固定資産評価を行うため、図面等の資料を基に各部の仕上や設備等の確認を行う。	新築家屋等の取得者
法人事業税	課税免除に係る現地調査	課税免除の申請法人を訪問し、当該申請内容の適否を、新規導入設備の目視及び決算資料等の提示を受けて確認している。	課税免除申請法人
法人事業税	外形標準課税に係る税務調査	外形標準課税対象法人を訪問し、法人事業税の申告内容の適否を、詳細な決算資料等の提示を受けて確認している。	法人二税申告法人（外形対象法人）

(4) 徴税吏員証の保管

徴税吏員が保有する徴税吏員証は、質問検査権を行使するための重要な吏員証であるから、厳重な保管が要求される。これについて県では、管理組織を課単位として管理者を定めている。

保管場所は、施錠できるキャビネットまたはロッカー、金庫内としている。

また、県職員が徴税吏員証を使用する時は、管理者から渡され、使用後に返却する。徴税吏員証については、様式 1 及び 2 によって毎年度管理簿を作成している。

さらに年 3 回（4 月、10 月、異動期 3 月）に管理簿と徴税吏員証を照合している。

令和 年度
県税事務所

分室

保管場所

様式1

【課・班
】

番号	氏名	番号	4月 点検 日①	10月 点検 日②	3月 点検 日③	異動先
記入 例	●●●●	123	4/●	10/●	3/●	●●県税事務所●●課 ●●課 退職
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

令和 年度
西部県税事務所東広島分室

様式2

軽油調査票
]

番号	氏名	番号	4月 点検 日①	10月 点検 日②	保管場所 3月 点検 日③	異動先
記入 例	●●●●	123	4/●	10/●	3/●	●●県税事務所●●課 ●●課 退職
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

第7 県税の申告とその推移

1. 税務申告の流れについて

国は、平成5年の第3次臨時行政改革推進審議会から電子政府としての構想を打ち立て、行政機関への届出・申請がインターネットを介して行えるようDX化が進められた。その後、平成13年1月「IT基本法」の施行、平成14年6月「e-Japan 重点計画-2002」を策定した。そして、平成16年2月に国税電子申告納税システム（以下「e-TAX」という）を名古屋国税局管内で運用開始し、平成16年6月には全国で運用を開始した。

一方、地方税では平成17年1月より地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という）を6府県で運用を開始した。そして平成25年には全国で運用を開始している。

2. 地方税共同機構について

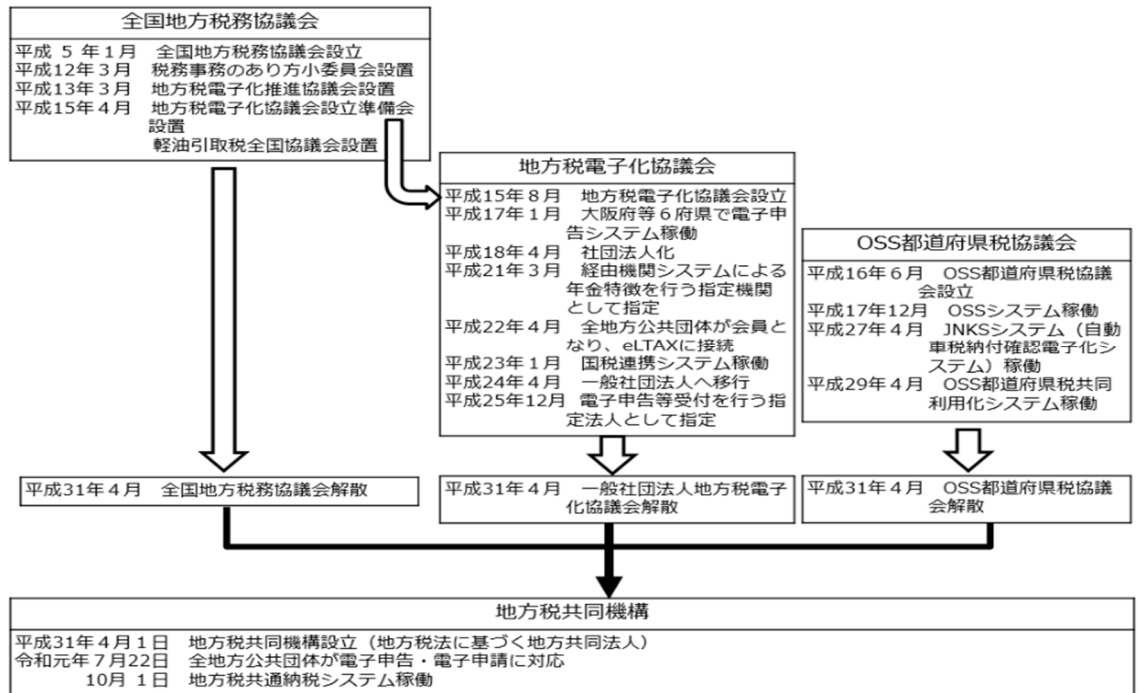
(1) 設立趣旨

地方税共同機構（以下「機構」という）は、全国の地方団体が共同して運営する組織として設立され、機構処理税務事務を行うとともに、地方団体に対して地方税に関する事務に関する支援を行い、それにより地方税に関する事務の合理化並びに納税義務及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与することを目的としている（地方税法第761条）。設立年月日は平成31年4月1日である。

また、機構処理税務事務については、eLTAXや自動車保有関係手続の納付（以下「OSS」という）共同利用化システム等の地方税に関わる手続を行うためのシステムを設置し、その管理を行う。そして、機構が地方税共通納税システムによって、特定徴収金の収納等の処理を行うこととしている。

(2) 地方税共同機構の沿革

前身は一般社団法人地方税電子化協議会であり、その他に全国地方税務協議会とOSS都道府県税協議会の業務も引き継いだ。これにより、機構はeLTAX、OSS（自動車）の管理運営業務と地方団体の職員に対する県税に関する教育・研修・調査研究・広報その他の啓発活動等が業務として挙げられている。



（地方税共同機構ホームページより）

3. 各税目の申告・納税について

県税申告において、電子申告に対応しているものは以下の通りである。電子申告に対応している県税目は、法人県民税・事業税、個人住民税、配当割、株式等譲渡所得割、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割・取得税である。

一方、電子申告に対応していない県税目は、不動産取得税、鉾区税、狩猟税、軽油引取税、産業廃棄物埋立税である。

県税の電子申告対応について

	税目	電子申告開始年度	電子申告対応
1	法人県民税	平成18年1月	○
2	法人事業税	〃	○
3	個人住民税利子割	令和3年10月	○
4	個人住民税配当割	令和3年10月	○
5	個人住民税（株式等譲渡所得割）	令和3年10月	○
6	県たばこ税	令和5年4月	○
7	ゴルフ場利用税	令和5年4月	○
8	自動車税環境性能割・自動車取得税	平成29年4月	○
9	不動産取得税	-	×
10	鉾区税	-	×
11	狩猟税	-	×
12	軽油引取税	-	×
13	産業廃棄物埋立税	-	×
14	地方消費税	国税申告あり	○

4. 電子申告

令和元年度から令和 5 年度までに行われた県税の電子申告件数は、567,556 件である。電子申告については、令和 3 年度より電子申告の対応が可能な県税目が増えている。それにより電子申告件数は、年々増加している。しかしながら、県たばこ税やゴルフ場利用税については件数の伸びが緩やかである。

県税の電子申告件数

(単位：件)

税目の電子申告件数										(単位：件)
	税目	電子申告開始年度	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計数	
1	法人都道府県民税・事業税	平成18年1月	電子申告	71,455	73,305	75,600	78,523	80,745	379,628	
			電子申告以外（書面）	20,929	16,893	15,347	13,808	12,586	79,563	
2	個人住民税利子割	令和3年10月	電子申告	—	—	24	105	109	238	
			電子申告以外（書面）	—	—	7,492	6,663	5,394	19,549	
3	個人住民税配当割	令和3年10月	電子申告	—	—	397	1,386	1,962	3,745	
			電子申告以外（書面）	—	—	6,703	5,726	5,235	17,664	
4	個人住民税（株式等譲渡所得割）	令和3年10月	電子申告	—	—	86	232	423	741	
			電子申告以外（書面）	—	—	590	853	277	1,720	
5	都道府県たばこ税	令和5年4月	電子申告	—	—	—	—	6	6	
			電子申告以外（書面）	—	—	—	—	167	167	
6	ゴルフ場利用税	令和5年4月	電子申告	—	—	—	—	0	0	
			電子申告以外（書面）	—	—	—	—	573	573	
7	自動車税環境性能割・自動車取得税	平成29年4月	電子申告	34,369	36,662	34,380	36,982	40,805	183,198	
			電子申告以外（書面）	35,815	28,736	24,631	25,068	24,068	138,318	
電子申告総数				105,824	109,967	110,487	117,228	124,050	567,556	

5. 電子納税

(1) 電子納税方法

①Pay-easy（ペイジー）

収納機関と金融機関を結ぶ「マルチペイメントネットワーク（MPN）」という共同のネットワークをいう。MPN では、様々な決済に関わるデータを伝送するためのインフラであり、それを活用してさまざまなサービスを実現することが可能となった。このサービスをペイジーという。

ペイジーでは、インターネットバンキングやペイジー対応 ATM やスマートフォンアプリによる納付が可能である。

②地方税お支払サイト

地方公共団体が共同運営している「地方税共同機構」のサイト内で、納付書に印字された QR コード、eL 番号（納付書番号）を使用し、パソコンやスマートフォンから県税を納付することができる。ただし、eL マークが印字された納付書に限られる。

③eLTAX（エルタックス）

eLTAX では、前項で述べた通り電子申告をすることができるが、同時に電子納付(地方税共通納税システム)することもできる。このシステムは、地方税の納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスにあるパソコンからインターネットを通じて納付することができるシステムであり、地方税共同

機構が運営する地方税ポータルシステムを利用した手続きである。

納税方法

	納付方法	対応税目	備考
1	金融機関等での納付	全県税目	
2	コンビニエンスでの納付	自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税	バーコード印字、納付額30万円以下
3	地方税お支払サイト	自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税、鉱区税、法人県民税・事業税、特別法人事業税、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、ゴルフ場利用税、軽油引取税	eLマークが印刷された納付書限定
4	Pay-easy（ペイジー）	自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税	Pay-easyマークが印刷された納付書限定
5	eLTAX（エルタックス）	法人県民税・事業税、特別法人事業税、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、ゴルフ場利用税、県たばこ税、軽油引取税	軽油引取税は令和6年10月28日より開始
6	口座振替での納付	自動車税種別割、個人事業税	利用可能銀行22社・信用金庫4社・信用組合6社・労働金庫1社・農業・漁業協同組合7社
7	窓口納付	全県税目	各県税事務所窓口

(2)電子納税件数

次に電子納税の件数を見ていく。下記の表によれば、電子納税対応の県税は、法人県民税・事業税、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、自動車税環境性能割、自動車税種別割である。電子納税件数は、令和元年度に 54,634 件で、それ以降年々に増えている。令和 5 年度の電子納税件数は、184,133 件であった。

電子納税件数

(単位：件)

税目	区分	開始年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
法人都道府県民税・事業税	電子納税	令和元年10月	851	4,138	7,830	11,484	15,596	39,899
	現金		205,381	191,989	190,581	186,368	181,514	955,833
個人住民税利子割	電子納税	令和3年10月	—	—	24	104	109	237
	現金		8,164	7,873	7,492	6,664	5,394	35,587
個人住民税配当割	電子納税	令和3年10月	—	—	321	1,179	1,673	3,173
	現金		8,172	8,004	7,783	6,906	6,650	37,515
個人住民税（株式等譲渡所得割）	電子納税	令和3年10月	—	—	82	223	408	713
	現金		534	553	596	372	292	2,347
自動車税（環境性能割） 旧自動車取得税を含む。	電子納税	令和5年1月	—	—	—	5,521	17,084	22,605
	現金		83,486	48,368	41,310	36,252	23,490	232,906
自動車税（種別割） 旧自動車税を含む。	電子納税	平成24年4月	53,783	58,797	108,677	112,627	149,263	483,147
	現金		864,728	854,049	800,080	793,027	760,922	4,072,806
	口座振替		94,552	93,201	92,773	90,921	91,195	462,642
電子納税合計			54,634	62,935	116,934	131,138	184,133	549,774

第8 決算について

1. 概要

税務統計要覧に記載されている税務課及び各県税事務所の令和5年度の県税収入と徴税費等は、以下のとおりである。

(令和5年度県税収入前年比較)

(単位:円、%)

区 分 税 目		令和5年度 決算額	令和4年度 決算額	差引増減額	増減比率	増減寄与度
県 民 税		99,812,325,048	96,148,483,983	3,663,841,065	3.81	1.08
	個 人	90,716,964,835	87,001,679,690	3,715,285,145	4.27	1.09
	均等割・所得割	81,953,728,799	80,841,557,493	1,112,171,306	1.38	0.33
	配 当 割	4,168,733,713	3,624,073,405	544,660,308	15.03	0.16
	株式等譲渡所得割	4,594,502,323	2,536,048,792	2,058,453,531	81.17	0.61
	法 人	8,762,236,264	8,821,216,168	△ 58,979,904	△ 0.67	△ 0.02
	利 子 割	333,123,949	325,588,125	7,535,824	2.31	0.00
事 業 税		102,798,428,831	102,765,746,767	32,682,064	0.03	0.01
	個 人	4,204,999,687	4,424,842,150	△ 219,842,463	△ 4.97	△ 0.06
	法 人	98,593,429,144	98,340,904,617	252,524,527	0.26	0.07
地 方 消 費 税		50,420,328,932	68,801,285,563	△ 18,380,956,631	△ 26.72	△ 5.41
	譲 渡 割	39,627,338,230	57,804,834,403	△ 18,177,496,173	△ 31.45	△ 5.35
	貨 物 割	10,792,990,702	10,996,451,160	△ 203,460,458	△ 1.85	△ 0.06
不 動 産 取 得 税		7,524,048,035	8,429,750,813	△ 905,702,778	△ 10.74	△ 0.27
県 た ば こ 税		3,082,523,174	3,084,001,623	△ 1,478,449	△ 0.05	△ 0.00
ゴ ル フ 場 利 用 税		762,410,800	717,107,100	45,303,700	6.32	0.01
軽 油 引 取 税		22,408,759,054	22,857,393,387	△ 448,634,333	△ 1.96	△ 0.13
自 動 車 税		36,017,588,241	36,067,071,994	△ 49,483,753	△ 0.14	△ 0.01
	環境性能割(注1)	3,192,494,000	2,933,018,700	259,475,300	8.85	0.08
	種別割(注1)	32,825,094,241	33,134,053,294	△ 308,959,053	△ 0.93	△ 0.09
鉦 区 税		4,381,800	4,383,900	△ 2,100	△ 0.05	△ 0.00
狩 猟 税		25,000,000	24,599,100	400,900	1.63	0.00
産 業 廃 棄 物 埋 立 税		553,765,862	630,109,826	△ 76,343,964	△ 12.12	△ 0.02
旧 法	自動車取得税(注2)	125,690,700	46,570,600	79,120,100	169.89	0.02
	自動車税(注2)	981,780	3,128,049	△ 2,146,269	△ 68.61	△ 0.00
県 税 計		323,536,232,257	339,579,632,705	△ 16,043,400,448	△ 4.72	△ 4.72

(注) 1 令和元年10月1日に導入 2 令和元年9月30日に廃止、見直し

1 徴税費

(単位：千円)

区 分				4 年 度 決 算 額	5 年 度 決 算 額	6 年度当初 予 算 額
税 収 入	予 算 額 ①			340,428,482	320,062,000	323,147,000
	調 定 (見 込) 額 ②			343,832,096	327,649,564	326,969,000
	収 入 (見 込) 額 ③			339,579,632	323,536,232	—
徴 税 費	人 件 費	職 員 給		1,272,272	1,250,357	1,246,842
		諸 手 当	超 過 勤 務 手 当	44,452	44,996	44,053
			税 務 特 勤 手 当	49,289	48,857	43,514
			そ の 他 の 手 当	709,442	700,387	727,290
			小 計	803,183	794,240	814,857
		そ の 他 の 人 件 費		583,751	565,982	606,450
	計 A		2,659,206	2,610,579	2,668,149	
	旅 費 B		9,356	9,604	21,956	
	需 用 費	需 用 費		48,712	50,020	63,144
		通 信 運 搬 費		93,959	88,300	99,268
		備 品 費		8	616	680
		そ の 他		720,799	659,194	803,967
	計 C		863,478	798,130	967,059	
	徴 収 取 扱 費	県 民 税 の 徴 収 取 扱 費	県 納 税 義 務 者 数	4,266,675	4,270,896	4,285,623
			県 払 込 金 額 分	1,396	3,216	2,083
			県 そ の 他	207,696	188,156	208,751
			県 小 計	4,475,767	4,462,268	4,496,457
		地 方 消 費 税		189,275	142,815	143,000
			小 計	4,665,042	4,605,083	4,639,457
		納 税 貯 蓄 組 合 関 連 費		360	373	395
		特 別 徴 収 義 務 者 対 する 交 付 金	産 業 廃 棄 物 埋 立 税	14,239	13,364	14,799
			ゴ ル フ 場 利 用 税	1,397	1,330	1,400
			軽 油 引 取 税	574,396	563,122	562,900
			小 計	590,032	577,816	579,099
	そ の 他		54,974	80,449	104,525	
	計 D		5,310,408	5,263,721	5,323,476	
	合 計 A + B + C + D ④		8,842,448	8,682,034	8,980,640	
税 収 入 に 対 する 徴 税 費 の 割 合	対 予 算 額 ④ / ①			2.60	2.71	2.78
	対 調 定 額 ④ / ②			2.57	2.65	2.75
	対 収 入 額 ④ / ③			2.60	2.68	—
徴 税 吏 員 数	吏 員		307	305	307	
	そ の 他 の 職 員		38	39	39	
	計 ⑤		345	344	346	
徴 税 吏 員	1 人 当 たり 徴 税 額 ③ / ⑤			984,289	940,512	—
徴 税 吏 員 1 人 当 たり 徴 税 費	人 件 費 (含 旅 費)			7,735	7,617	7,775
	物 件 費 (含 徴 収 取 扱 費 等)			17,896	17,622	18,181
	計 ④ / ⑤			25,631	25,239	25,956

2. 県税決算手続き

本庁では税務トータルシステムで作成された調定額の情報と、指定金融機関からの納付額の情報、還付額の情報等を合体（消込）し、収納データベースを作成している。それらの情報は、財務会計システムへの報告用の情報として日ごとに集計し、県税管理サブシステムに連携される。県税管理サブシステムの情報は、指定金融機関からの報告資料と照合し、一致を確認している。

県税管理サブシステムの情報は、月締めで翌月 20 日頃に、総務課が運用している財務会計システムにデータ送信され、会計総務課、財政課に報告され、収入一覧及び支出一覧が会計数値として作成される。

決算時には、上記報告に加え、調定額情報等を決算作業用の県税決算サブシステムに投入し決算資料を作成する。また当該決算資料と県税管理サブシステムの調定収入済額が一致していることを確認する。決算資料は各表の整合性を表間突合ツールでの確認や、読み合わせ等を実施したうえで、決算審査資料として取りまとめられる。時期としては、出納閉鎖（5 月末）後、6 月に調定額、収入額等の決算数値を固め、決算について監査委員の審査に付す。監査委員が審査して 9 月に審査意見を知事に提出し、知事は監査委員の意見を付けて決算を議会の認定に付す。10 月～11 月下旬にかけて議会の決算特別委員会で審議が行われ、議会での認定を受けて決算が確定する。

決算確定後、税関係の統計資料として、ホームページで税務統計要覧を公表する。

また、下記数字は、税務統計要覧や決算の基礎となる税務課及び各県税事務所で発生した収入支出が記録されている【収入・支出一覧】（以下、収入一覧又は支出一覧）を集計した会計数値である。

【収入調書集計】

(単位：千円)

科目名称	調定額
地方消費税清算金	138,728,533
特別法人事業譲与税	52,794,196
譲渡割	39,627,338
貨物割	10,792,990
現年課税分	8,258,237
証紙代金収納計器収入	2,864,760
地方揮発油譲与税	2,823,832
自動車重量譲与税	362,723
森林環境譲与税	128,188
石油ガス譲与税	93,863
小切手未払資金組入れ	75,000
前年度繰越金	40,366
延滞金	29,406
軽自動車税環境性能割徴収取扱費	23,824
航空機燃料譲与税	12,302
雑収	485
戻入金及び返還金	448
不申告加算金	37
一般寄附金	0
総計	256,656,531

【支出調書集計】

(単位：千円)

科目	金額
衛生費	215
環境保全費	215
循環型社会推進費	215
需用費	215
教育費	335
教育総務費	335
教育指導費	335
役務費	335
警察費	0
警察活動費	0
一般警察活動費	0
委託料	0
諸支出金	141,816,003
ゴルフ場利用税交付金	527,000
ゴルフ場利用税交付金	527,000
負担金、補助及び交付金	527,000
株式等譲渡所得割交付金	2,722,894
株式等譲渡所得割交付金	2,722,894
負担金、補助及び交付金	2,722,894
環境性能割交付金	1,547,890
環境性能割交付金	1,547,890
負担金、補助及び交付金	1,547,890
軽油引取税交付金	5,168,814
軽油引取税交付金	5,168,814
負担金、補助及び交付金	5,168,814
個人県民税所得割交付金	223,855
分離課税所得割交付金	223,855
負担金、補助及び交付金	223,855
自動車取得税交付金	124,458
自動車取得税交付金	124,458
負担金、補助及び交付金	124,458
地方消費税交付金	69,969,000
地方消費税交付金	69,969,000
負担金、補助及び交付金	69,969,000

地方消費税清算金	51,737,000
地方消費税清算金	51,737,000
償還金、利子及び割引料	51,737,000
配当割交付金	2,472,440
配当割交付金	2,472,440
負担金、補助及び交付金	2,472,440
法人事業税交付金	7,131,000
法人事業税交付金	7,131,000
負担金、補助及び交付金	7,131,000
利子割交付金	191,651
利子割交付金	191,651
負担金、補助及び交付金	191,651
証紙繰出金	25,000
証紙繰出金	25,000
狩猟税	25,000
繰出金	25,000
証紙代金収納計器繰出金	2,862,037
証紙代金収納計器繰出金	2,862,037
自動車税及び自動車取得税	2,862,037
繰出金	2,862,037
総務費	1,465,109
総務管理費	1,873
一般管理費（保留分）	54
旅費	54
諸費	1,818
償還金、利子及び割引料	1,818
地域振興費	2,002
地域振興推進費	2,002
役務費	2,002

徴税費	1,461,234
税務総務費	719
需用費	719
賦課徴収費	1,460,514
委託料	503,537
使用料及び賃借料	57,974
需用費	29,776
備品購入費	440
負担金、補助及び交付金	222,919
報酬	873
報償費	578,709
役務費	65,773
旅費	510
総計	146,168,700

税務統計要覧に記載されている金額は、県税収入全てが計上されている。一方、収入一覧には、県税収入以外の譲与税やふるさと納税、税外収入が計上されており、本庁税目以外の県税（法人事業税など）の収入は計上されていない。

また、税務統計要覧の徴税費と支出一覧は、交付金及び地方消費税清算金の有無により差がある。税務統計要覧の徴税費はこれを含まず、支出一覧は含んでいる。

なお、決算数値の公表については、6月に本庁で決算数値として固めてから、実際にホームページで税務統計要覧が公表されるまでに半年程度かかる。令和6年1月10日に令和4年度の数値が公表されている。

第9 財産について

1. 現金等及び備品の管理状況

(1) 東部（視察）

① 現金

現金の取り扱い状況としては、納税者からの現金納付受付と納税証明書発行に係る現金出納とがあり、それぞれの現金収支を別管理している。

現金納付の場合、納付書と現金を受け取ったら、それらを手提げ金庫で保管する。

当日の入金総額を現金出納帳に記帳し、締め作業時にも現金残高との照合を2名で行い、照合印を残している。

納税証明書発行の場合、窓口にて申請書を受付し証明書を作成、手数料を受け取り証明書を交付した後、レジで入金処理を行う。当日の入金情報をレジのジャーナルで確認し、現金出納帳に記帳し、締め作業時にも現金残高との照合を2名で行い、照合印を残している。

現金実査は日に5回行っており、17時15分に締め作業を行い、翌日集金業者へ引渡し、銀行口座へ入金する流れとなっている。

令和6年10月18日に監査人により現金実査を行い、現金出納帳前日残高と現金実残高、釣銭準備金及び当日収受分の領収書合計との整合を確認した。管理状況は良好であった。

手提げ金庫は業務時間外、大金庫にて保管されており、大金庫の鍵は課長が管理している。

② 貯蔵品

切手及びレターパックを保有しており、管理簿で出し入れを管理していた。切手については、使用の承諾を上長が行った後、使用許諾簿に記載し、実際に使用する際に管理簿にも記載することとしていた。切手及びレターパックは常に大金庫にて管理されている。

③ 備品

単価10万円以上の資産又は質的に重要な資産（例えば公印や領収印）を備品として管理し、備品台帳に記載している。備品には備品台帳で附番された備品番号が記載された備品シールが貼付されており、台帳と現物を照合できるようになっていた。令和6年10月18日に監査人により備品実査を行い、現物と台帳とを照合した結果、照合したものについては、全て一致していることを確認した。また備品シールの貼付漏れなどもなく、管理状況は良好であった。

(2) 北部（視察）

① 現金

現金の取り扱い状況としては、納税者からの現金納付受付と納税証明書発行に係る現金出納とがあり、それぞれの現金収支を別管理している。

現金納付の場合、納付書と現金を受け取ったら、手提げ金庫で保管する。

当日の入金総額をエクセルの現金出納帳に記録し、締め作業時に現金残高を現金出納帳に入力する。

納税証明書発行の場合、窓口にて申請書を受付し証明書を作成、手数料を受け取り証明書を交付した後、レジで入金処理を行う。当日の入金情報をエクセルの現金出納帳に記録し、締め作業時に現金残高を入力する。

現金実査は日に3回行っており、17時15分に締め作業を行い、翌日集金業者へ引渡し、銀行口座へ入金する流れとなっている。

令和6年10月22日に監査人により現金実査を行い、現金出納帳前日残高と現金実残高、釣銭準備金及び当日収受分の領収書合計との整合を確認した。管理状況は良好であった。

手提げ金庫は業務時間外、大金庫にて保管されており、大金庫の鍵は課長が管理している。

② 貯蔵品

切手及びレターパックを保有しており、管理簿で出し入れを管理していた。切手については、実際に使用する際に管理簿に記載することとしていた。出し入れのある度に管理簿と現物とを照合し、証跡を残している。切手及びレターパックは常に大金庫にて管理されている。

③ 備品

単価10万円以上の資産又は質的に重要な資産（例えば公印や領収印）を備品として管理し、備品台帳に記載している。備品には備品台帳で附番された備品番号が記載された備品シールが貼付されており、台帳と現物を照合できるようになっていた。令和6年10月22日に監査人により備品実査を行い、現物と台帳とを照合した結果、照合したものについては、全て一致していることを確認した。

複合機の設置場所が、県民が自由に行き来できる場所（通路）に設置されていた。そのため、職員のパソコンからプリントアウトの指示を出して、複合機の設置場所まで職員が取りに行く間に外部者が税務以外の個人情報に触れてしまうこ

とを避けるために、複合機内のフォルダに仮保存し、複合機の場所まで行ってプリントアウトをするルールとなっている。

(3) 分室（視察）

東広島分室においても、納税者からの現金納付受付と納税証明書発行に係る現金出納とがある。また、それぞれの現金収支を別管理している。

現金納付の場合、納付書と現金を受け取ったら、手提げ金庫で保管する。当日の入金総額を現金出納帳（エクセル）に記録。締め作業時残高を現金出納帳に記入する。

納税証明書発行の場合、窓口にて申請書を受付し証明書を作成、手数料を受け取り証明書を交付した後、レジで入金処理を行う。当日の入金情報を現金出納帳に記録し、締め作業時にも現金出納帳に記録する。

現金実査は日に2回行っており、17時15分に締め作業を行い、翌日集金業者へ引渡し、当日収受分の現金を銀行口座へ入金する流れとなっている。

令和6年10月30日に監査人により現金実査を行い、現金出納帳前日残高と現金実残高、釣銭準備金及び当日収受分の領収書合計との整合を確認した。管理状況は良好であった。

保管について、手提げ金庫は、業務時間外に大金庫にて保管し、鍵は課長及び係長のみが開閉できる。

切手、レターパック、ETCカード、給油カードを保有しており、管理簿で出し入れを管理していた。貯蔵品のすべては常に大金庫又は鍵のかかるキャビネットにて管理されている。

単価10万円以上の資産又は質的に重要な資産（例えば公印や領収印）を備品として管理し、備品台帳に記載している。備品には備品台帳で附番された備品番号が記載された備品シールが貼付されており、台帳と現物を照合できるようになっていた。令和6年10月30日に監査人により備品実査を行い、現物と台帳とを照合した結果、照合したものについては全て一致していることを確認した。また備品シールの貼付漏れなどもなく、管理状況は良好であった。

(4) 西部（視察）

① 現金

西部においても、納税者からの現金での納付と納税証明書発行の場合に現金の取り扱いがある。現金納付、納税証明書発行のいずれの場合も同一のレジシステムで受け付け、収受を対応している。

当日の入金総額はレジからジャーナルが出力され、釣銭準備金 50,000 円及び当日収受総額及び出力時の金種が記載されている。

現金実査は日に 2 回行っており、他の事務所と同様に締め作業を行い、翌日集金業者へ引渡し、当日収受分の現金を銀行口座へ入金する流れとなっている。

上記のほか、職員が出張時等に必要な支出に備えるため、資金前渡用の小口現金も保有している。移転前は総務事務所で行われていた業務を、移転後は西部にて行うようになったものである。

当小口現金は、不足が見込まれる場合には総務事務所へ追加要求を行い、支出の都度エクセルの現金出納帳で記帳している。また、職員から支出時に取得した領収証を保管している。管理状況は良好であった。

現金の保管について、レジの現金は、業務時間中はレジ内にあり、業務時間外は当日収受分及び釣銭準備金を大金庫にて保管している。また小口現金は常に大金庫で保管され、使用するときだけ取り出している。大金庫の鍵は課長が管理し、係長及び課長のみが開閉できる。

② 貯蔵品

切手、レターパック、ETC カード、給油カードを保有しており、管理簿で出し入れを管理している。貯蔵品のすべては常に大金庫にて保管されている。また、それぞれに使用簿が作成されている。

切手及びレターパックについて、令和 6 年 11 月 19 日視察時に監査人により現物と使用簿の残高を照合した結果、全件一致していた。なお、西部のレターパックは計 10 枚程度と他事務所に比べ少量であった。

③ 備品

単価 10 万円以上の資産又は質的に重要な資産（例えば公印や領収印）を備品として管理し、備品台帳に記載している。備品には備品台帳で附番された備品番号が記載された備品シールが貼付されており、台帳と現物を照合できるようになっていた。令和 6 年 11 月 19 日に監査人により備品実査を行い、現物と台帳とを照合した結果、照合したものについては、全て一致していることを確認した。また備品シールの貼付漏れなどもなく、管理状況は良好であった。

(5)本庁税務課（視察）

① 現金

本庁税務課においては、現金の取り扱いはない。

② 貯蔵品

切手を保有しており、管理簿で出し入れを管理している。貯蔵品のすべては常に大金庫にて保管されている。

切手について、令和 6 年 11 月 26 日視察時に監査人により現物と使用簿の残高を照合した結果、全件一致していた。

③ 備品

単価 10 万円以上の資産又は質的に重要な資産（例えば公印や領収印）を備品として管理し、備品台帳に記載している。備品には備品台帳で附番された備品番号が記載された備品シールが貼付されており、台帳と現物を照合できるようになっていた。令和 6 年 11 月 26 日に監査人により備品実査を行い、現物と台帳とを照合した結果、照合したものについては、全て一致している。

(6) 備品台帳

県税事務所に係る備品台帳は総務事務所で作成・管理しており、備品の取得または廃棄等があれば、その都度、文書で各県税事務所及び分室から総務事務所へ情報を伝え、備品台帳を更新している。

2. 課題・問題点（貯蔵品の保有数について）

各事務所でレターパックは多数保有されており、それは数年に 1 度、軽油引取税の課税免除制度の改正に対応する際に多量に使用するタイミングがあるためと説明を受けた。

例えば東広島分室では、レターパックが 200 枚以上あり、これは上記の対応に必要な数量に比べても、保有数は過剰となっていた。

3. 意見（貯蔵品の適正保有）

レターパックが使用頻度に対し、多めに保有されていた。使用頻度が低い貯蔵品については、できる限り直前での購入とし、保有リスク（紛失・盗難・破損等のリスク）を最小限にとどめておく必要がある。

また、令和 6 年 10 月 1 日より郵便料金が改訂され、保有しているレターパックは追加で切手を貼付しなければ使用できないものとなっていた。大量保有により新たな手間が生じてしまう結果となっている。

貯蔵品の在庫保有数を適正範囲にとどめ、安全かつ効率的な管理とされたい。

4. 課題・問題点（複合機の設置場所と情報管理について）

北部にて、複合機の設置場所が、県民が自由に行き来できる場所（通路）に設置されていた。そのため、職員のパソコンからプリントアウトの指示を出して、複合機の設置場所まで

職員が取りに行く間に外部の第三者が税務以外の個人情報に触れてしまうことを避けるために、複合機内のフォルダに仮保存し、複合機の場所まで行ってプリントアウトをするルールとなっている。

しかし、実際に北部を視察している際、監査人がコピーを依頼した資料の原本の一部がコピー機の吐き出し口に残っていた。

【窓口来訪者が通る通路に設置された複合機】



5. 意見（複合機の設置場所と情報管理について）

北部を視察した際、監査人がコピーを依頼した資料の原本の一部がコピー機の吐き出し口に残っていた。コピー依頼から資料発見までは、概ね 10 分程度経過しており、その間、外部の第三者の目にも入る状態であったことは、税務行政で取り扱われる情報の秘匿性から考えて特に憂慮すべき事態である。

職員が業務で使用する複合機からは秘匿性の高い書類が出力されるのであるから、複合

機の設置場所を外部の第三者が容易に触れる通路ではなく、事務所内に変更するなど、導線の見直しを図るべきである。

仮に導線の変更が困難であるならば、今一度、納税情報の秘密厳守を徹底するため、スキャンやコピー時の資料取りこぼしを防止する対策（複合機出力時の2名体制での取りこぼしチェック等）が必要である。

6. 課題・問題点（切手受払簿の記載と現物照合について）

本庁にて、切手の管理簿を確認したところ、年度の途中から現在高の記載をしておらず、定期的な現物との照合もなされていない。

【切手受払簿（本庁）】

年 月 日	受払の理由	1			10			82			84			94			120			受領印
		受	払	現在高	受	払	現在高	受	払	現在高	受	払	現在高	受	払	現在高	受	払	現在高	
6 4 1	令和5年度から繰越	14	14	18	18	0	0	0	17	17	9	9	11	11						
4	月計																			
	累計	14	0	14	18	0	18	0	0	17	0	17	9	0	9	11	0	11		
5	月計																			
	累計	14	0	14	18	0	18	0	0	17	0	17	9	0	9	11	0	11		
6 18	市町税政G										1									
6	月計										1									
	累計	14	0	14	18	0	18	0	0	17	1	16	9	0	9	11	0	11		
7	月計																			
	累計																			
8	月計																			
	累計																			
9 26	指導第三号				3												6			(金)
	月計																			
	累計																			
10	月計																			

用品コード 2625 郵便

7. 指摘（切手の現物照合未実施について）

切手は現金換金性が高く不正の起こりやすい現物の一つであり、定期的な現物照合を実施し、常に切手残高を管理簿に記載し、把握しておくべきである。

8. 課題・問題点（大金庫の鍵の管理について）

東部及び北部への視察時に大金庫の鍵の管理状況を確認した際、課長が管理し、課長の机の引き出しに保管されているとのことであったが、課長の机の引き出しに鍵がかかっていない。

9. 意見（大金庫の鍵の管理について）

東部及び北部への視察時に大金庫の鍵の管理状況を確認した際、課長が管理し、課長の机の引き出しに保管されているとのことであったが、課長の机の引き出しに鍵がかかっておらず、課長不在時の管理が不十分であった。鍵は常時特定の者のみを使用できる状況下で管理する必要がある。

10. 課題・問題点（備品台帳の登録について）

備品台帳には借受備品についても記載をしているが、以下の借受備品の記載がなく、備品台帳への登録漏れがあった。今後、備品登録する予定とのことである。

- ・プロジェクトルームネットワーク機器
- ・家屋評価業務支援システム（HOUSAS）
- ・広島県税務システム用クライアント基盤に係る機器

11. 意見（備品台帳の登録漏れ）

備品台帳には借受備品についても記載をしているが、3件の借受備品の記載・登録漏れがあった。支出一覧の情報と備品台帳とを照合し登録漏れを確認できるため、今後は定期的に支出一覧と備品台帳とを照合し、備品台帳の登録漏れ防止を徹底することが望ましい。

12. 課題・問題点（備品台帳の借受備品の登録について）

借受備品について、備品台帳の取得価額として登録されている金額が、当初リース契約額及び再リース契約額の累積金額となっていた。

具体的には、例えば以下のとおりである。

【開封機 DL200】

H26.6.1～H31.5.31 期間計 343,440 円

↓以降再リース1年更新

R1.6.1～R2.3.31 期間計 5,786 円

R2.4.1～R3.31.1 期間計 6,996 円

R3.4.1～R4.3.31 期間計 6,996 円

R4.4.1～R5.3.31 期間計 6,996 円

R5.4.1～R6.3.31 期間計 6,996 円

取得価額は上記の合計額 377,210 円

13. その他（備品台帳の借受備品の登録について）

借受備品について、備品台帳の取得価額として登録されている金額が、当初リース契約額及び再リース契約額の累積金額となっていた。一般的な企業会計では、当初リース契約の間中はリース料総額などが取得価額として計上され、再リースになるとリース料が費用となり、資産計上はしない。

備品台帳は、県が公表する「統一的な基準」に基づいた財務書類の基礎資料でもあるため、一般的な企業会計のリース資産の取得価額の計上に整合させて、備品台帳を作成してはどうか。

第10 契約

1. 契約

(1) 調査の概要

県の契約としては、令和 5 年度中の県本庁（税務課）が契約主体となるものとして、委託契約が 54 件、賃借契約が 31 件あり、その他、西部県税事務所の広島市東区光町への移転（令和 6 年 10 月 15 日から業務開始）に伴う令和 6 年度中の契約が 6 件ある（令和 5 年度以前を契約始期とするものでも金額等の変更に留まる場合は 1 件としてカウントした。以下同じ）。

また、県税事務所が契約主体となるものとして、西部のみ存在し、5 件ある。

これらの計 96 件の全てを調査対象とし、この内、問題があった契約については、「課題・問題点」の項目で詳述する。

(2) 委託・賃借契約に関して適用される規程

委託・賃借契約に関して適用される規程として、自治法 234 条や施行令 167 条以下、広島県契約規則、県長期契約継続契約を締結することができる契約を定める条例、県の各事務処理要領（一般競争入札事務処理要領、総合評価一般競争入札事務処理要領、低入札価格調査制度事務処理要領）などがある。

なお、契約一覧表にある契約種別の「一般、総合一般」とは、一般競争入札等であり、「随意」は、随意契約を表す。また、随意契約については、施行令 167 条の 2 に規定があり、下記表のように第 1 号から第 9 号までの定義がある。

【地方自治法施行令167条の2第1項第1号から第9号】

番号	随意契約の定義
1号	予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないもの
2号	性質または目的が競争入札に適していないもの
3号	障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約
4号	地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約
5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
9号	落札者が契約を締結しないとき

その上で、個々の契約について、次の観点から検討した。

- ① 契約締結までの手続が法令や県の定める要領、手引に従っているか
- ② 入札、随意契約等について当該方法を採用した根拠が適切か
- ③ 不適切な再委託はされていないか
- ④ 予定価格が適切に積算されているか

- ⑤ 見積合わせの場合、参加者の選択、参加者数は適切か
- ⑥ 必要に応じて現地調査や証憑の確認をしているか
- ⑦ 個人情報取扱委託基準等に基づいた契約がなされ履行されているか

【本庁の契約（一般競争入札及び総合評価一般競争入札の計7件）について】

番号	事務事業名 〔業務名〕	契約目的 及び内容	契約年月日	委託期間 (変更後)	設計金額 (円)	契約額	落札率 B/A (%)	入札者数	契約 種別
						(変更後) (円)			
1	税務情報等データ入力業務	法人二税、軽油引取税、軽油流通、不動産取得税、自動車二税の課税資料のデジタル化及び収入申告書のデジタル化	(R5.4.1)	R5.4.1～ R6.3.31	17,678,460	17,400,619	98.4%	1	一般
2	県税窓口収納金等警備運搬業務	西部県税事務所以外の県税事務所及び分室から広島銀行への現金等の輸送業務	(R3.3.19)	R3.4.1～ R8.3.31	20,780,745	19,800,000	95.3%	2	一般
						(20,988,000)			
3	自動車税等申告納付受付等業務	運輸支局に隣接する観音分庁舎、松永分庁舎での自動車税等の申告受付業務	(R4.6.24)	R4.8.1～ R7.7.31	152,460,000	122,997,600	80.7%	2	一般
4	広島県税務トータルシステム設計・構築及び運用保守等業務	新税務トータルシステムの開発及び運用保守	(H29.6.20)	H29.6.20～ R6.9.30	2,101,205,210	1,915,519,800	91.2%	2	総合一般
5	広島県税務システム用クライアント基盤に係る機器賃借等	仮想端末及び二要素認証機器の構築及び賃借・保守	(H30.9.12)	H30.9.12～ R6.3.31	379,140,999	181,440,000	47.9%	2	一般
6	自動車税・個人事業税納税通知書等作成及び封入封かん等業務	自動車税・個人事業税の納税通知書、督促状、領収済通知書、自動車税催告用納付書、現況報告書等の作成及び封入封かん	(R4.10.20)	R4.10.20～ R8.2.28	62,816,490	56,133,660	89.4%	1	一般
						(58,288,070)			
7	officeマクロ互換性検証業務	Office365バージョンアップに伴う県独自ツールの互換性検証	(R5.10.24)	R5.10.24～ R5.11.30	2,046,000	2,046,000	100.0%	1	一般

2. 課題・問題点（広島県税務トータルシステム設計・構築及び運用保守等業務（契約No.4））

広島県の税務トータルシステム再構築に向けて、平成29年6月20日に、総合評価一般競争入札の方法により、19億1551万9800円で業務委託をしている。

県の総合評価一般競争入札事務処理要領に基づいて入札参加資格要件が定められており、また総合評価であることから価格のみならず入札参加者の技術評価や政策評価なども加味されて落札者が決定されている。しかし、再委託者などの落札者以外の業者が実質において業務を受託することは、総合評価一般競争入札方式によって定まった落札者ではないものが実質において受託するに等しい。そのため、県の業務委託契約約款の第13条で明確に再

委託等の禁止が規定されており、再委託は、例外的に事前の県の書面による承諾を受けた場合にのみ認められるに過ぎない。

ところが、広島県税務トータルシステム設計・構築及び運用保守等業務は、平成 29 年 6 月 20 日に業務委託が契約されたにも関わらず、同日に約 4 億 3600 万円という、総委託費用の 20%を優に超える額の再委託を県が承認している。

その後も、県は、受託業者からの再委託申請を承認しており、その結果、県は総委託費用の実に 74%を越える委託業務の再委託を承認している。

県が、業務委託契約を締結した平成 29 年 6 月 20 日に受託業者から再委託申請がなされた件について同日に再委託を承認していること、その後の再委託の承認申請についても申請から早期に承認されたと推察されること（平成 30 年 9 月 26 日申請→同年 10 月 5 日承認、平成 30 年 11 月 1 日申請→同年 12 月 10 日承認、令和元年 6 月 7 日及び同月 11 日申請→同月 20 日承認、令和元年 9 月 27 日申請→同月 30 日承認、令和 2 年 4 月 10 日申請→同日承認）からすれば、県が、受託業者による再委託を承認することを前提に対応していたことがうかがえる

とりわけ、県が総委託費の 74%を超える額の再委託を承認していることは、総合評価一般競争入札方式によって決定した落札者以外の者が業務を受託しているに等しく、再委託禁止の趣旨を没却するものであって、業務委託契約違反が認められる。

3. 指摘（再委託禁止の原則と総合評価一般方式の評価方式の見直しの必要）

県は、広島県契約規則第 6 条³及び業務委託契約約款第 13 条において再委託禁止を原則としているにもかかわらず、総委託費の 74%を超える額の再委託を承認することは、総合評価一般競争入札により落札者を確定させた手続の趣旨に反するものである。

よって、再委託禁止が原則であるとの広島県契約規則及び業務委託契約約款に基づき、再委託を認めるか否かについては慎重かつ十分な審査を行うべきであるし、その委託業務のほぼ全てを再委託せざるを得ない会社であるかどうか見極めるべく総合評価一般方式に際しての評価方式の見直しを検討すべきである。

³（履行を委託すること等の禁止）

第6条 契約担当職員は、契約の相手方が第三者に契約の履行を委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせない旨を契約の相手方に約定させなければならない。ただし、特別の事情がある場合においては、この限りでない。

【本庁の契約（随意契約 47 件）について】

番号	事務事業名 〔業務名〕	契約目的 及び内容	契約年月日	委託期間 (変更後)	設計金額A (円)	契約額B	履行率 B/A (%)	契約 種別	随意契約理由
						(変更後) (円)			
1	電磁的データ作成業務	集計表・領収済通知書のOCR処理及び電子計算処理委託	H18.4.1	R5.4.1 ～ R6.3.31	29,826,202	29,826,202	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
2	MPN利用による納税に係るオプション資料作成料委託	MPN納付データと金融機関による入金データの照合のための明細書作成	H17.12.27	R5.4.1 ～ R6.3.31	862,102	862,102	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
3	法人県民税・事業税等申告書用紙等封入封かん業務	法人県民税、法人事業税、地方法人特別税及び特別法人事業税の申告書用紙等封入封かん業務	R5.4.1	R5.4.1 ～ R6.3.31	1,428,575	1,339,509	93.8%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項3号
4	自動車税分配情報の作成業務委託	道路運送車両法第6条第1項の自動車登録情報から抽出された自動車税の賦課徴収のため必要とする情報を、本県の電子計算機に適合する形式に処理	R5.4.1	R5.4.1 ～ R6.3.31	9,619,442	9,619,442	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
5	たばこ流通情報管理システム運用業務	地方たばこ税の課税の適正化のため、申告書等の情報を全国レベルで一元的に処理し、製造たばこの流通情報の提供を受けるシステムの運営	R5.4.1	R5.4.1 ～ R6.3.31	2,324,520	2,324,520	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
6	軽油流通情報管理システム運用業務	各都道府県の業者の申告書、納入数量明細書等を一元的に管理するとともに、事業者の営業の開廃、異動等の更新情報等について、関係都道府県へ通知するシステムの運営	R5.4.1	R5.4.1 ～ R6.3.31	7,896,680	7,884,360	99.8%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
7	不正軽油流通監視事業	不正軽油に関する不審情報の収集、通報等	R5.4.1	R5.4.1 ～ R6.3.31	2,057,220	1,874,000	91.1%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
8	コンビニ収納業務手数料	地方税収納事務(コンビニ収納)収納基本料及び手数料の支出	H18.5.1	R5.4.1 ～ R6.3.31	30,231,890	30,231,890	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
9	MPN利用による納税に係るデータ処理経費	MPN利用による納税に係るデータを処理するための手数料、登録料及び消込料の支出	H17.12.27	R5.4.1 ～ R6.3.31	4,206,083	4,206,083	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
10	税専用端末WSUSサーバ構築運用業務	マイクロソフト社から提供されるソフトウェアのセキュリティパッチの配信管理	R2.7.13	R2.7.13 ～ R6.3.27	8,161,494	8,161,494	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
11	ふるさとチョイス寄附金申込フォーム利用料	インターネット上でふるさと納税に係る寄附金の申込受付するポータルサイトの利用	R5.4.1	R5.4.1 ～ R6.3.31	3,200,620	3,200,620	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
12	電子預金調査システムに係るサービス提供業務	県税事務所の行う財産調査(預貯金)業務にかかる電子預金調査システムの利用	R3.8.3	R3.10.1 ～ R6.9.30	13,860,000	13,860,000	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
13	税務トータルシステム修正(地方税共通納税システム税目拡大・納付書QRコード印字・全税目)業務	共通納税システムによる電子納付が可能となるよう納付書等にQRコードを印字するための改修	R5.4.3	R5.4.3 ～ R6.3.31	92,472,160	92,472,160	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号 地方公共団体の物品等又は特定役務の提供
14	税務トータルシステム修正(令和5年度税制改正対応・加算金加重割合見直し)業務	令和5年度税制改正で不申告加算金の加重割合の見直しに伴う改修	R5.4.3	R5.4.3 ～ R6.3.31	26,209,590	26,209,590	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
15	税務トータルシステム修正(令和5年度税制改正対応・通算子法人の残余財産確定日における確定申告期限見直し)業務	令和5年度税制改正における通算子法人の確定申告書の提出期限の見直しに伴う改修	R5.4.3	R5.4.3 ～ R6.3.31	7,307,850	7,307,850	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
16	税務トータルシステム修正(法人二税グループ通算子法人の申告期限前倒し対応)業務	令和4年度税制改正の連結納税制度からグループ通算制度の移行を受けて、通算子法人の予定申告期限を適切に管理するための改修	R5.4.3	R5.4.3 ～ R6.3.31	16,459,960	16,459,960 (18,136,690)	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
17	税務トータルシステム修正(電子申告納付・県たばこ税、ゴルフ場利用税対応)業務	令和4年度税制改正を受けたeLTAX利用拡大に対応するため、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税の電子申告納付が可能となるよう改修。	R5.4.3	R5.4.3 ～ R6.3.31	8,769,750	8,769,750	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
18	税務トータルシステムの税業務支援サービス移行準備業務	税務トータルシステムの税業務支援サービス移行	R5.10.30	R5.10.30 ～ R6.3.31	30,283,000	30,283,000	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号 地方公共団体の物品等又は特定役務の提供
19	税務トータルシステム修正(R5税制改正・電気自動車対応)	R5税制改正・電気自動車対応のため排気量・定格出力項目の桁数増	R5.10.30	R5.10.30 ～ R6.3.31	17,999,190	17,999,190	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
20	officeマクロ互換性検証	office2013とoffice365間のマクロ互換性検証	R5.5.12	R5.5.12 ～ R5.6.10	990,000	990,000	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項1号
21	税務トータルシステム修正(森林環境税対応)	森林環境税導入のための改修	R5.9.12	R5.9.12 ～ R6.3.31	9,390,590	9,390,590	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
22	税務トータルシステム修正(読点への変更対応)	読点への変更対応	R5.8.24	R5.8.24 ～ R6.3.31	6,651,260	6,651,260	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
23	地方税共通納税システム・QR印字全税目及びeLTAX(県たばこ、ゴルフ場利用税)	地方税共通納税システム・QR印字全税目及びeLTAX(県たばこ、ゴルフ場利用税)導入のための対応	R5.8.4	R5.8.4 ～ R6.3.31	7,920,000	7,920,000	100.0%	随	地方自治法施行令第167条の2第1項2号

24	森林環境税対応	森林環境税導入のための対応	R5.10.2	R5.10.2 R6.3.31	5,060,000	5,060,000	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
25	地方税共通納税システム・QR印字全税目及びeLTAX(県たばこ、ゴルフ場利用税)	地方税共通納税システム・QR印字全税目及びeLTAX(県たばこ、ゴルフ場利用税)導入のための対応	R5.7.1	R5.7.1 ～ R6.3.31	6,336,000	6,336,000	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
26	地方税共通納税システム・QR印字全税目対応等業務	地方税共通納税システム・QR印字全税目対応のためのテスト	R5.8.17	R5.8.17 ～ R6.3.31	660,000	660,000	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
27	県税口座振替届出書PDFファイル化業務	紙媒体で編綴されている県税口座振替届出書の書類のPDF化	R5.8.28	R5.9.1 ～ R6.2.29	616,000	539,000	87.5%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項1号
28	県税事務所に係る損害保険契約	県税事務所内の金庫に保管している現金及び有価証券を目的とする損害保険契約	R5.4.1	R5.4.1 ～ R6.3.31	222,000	195,280	88.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項1号
29	自動車税口座振替業務委託	自動車税の口座振替推進のための手続業務	R5.4.1	R5.4.1 ～ R6.3.31	378,000	378,000	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
30	地方消費税の都道府県間精算システム運営業務	地方消費税の都道府県間精算システムの運営業務	R5.4.1	R5.4.1 ～ R6.3.31	451,880	451,880	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
31	GMOクレジット利用料	インターネット上でクレジットカードによる寄附金の受付・代理納付システムの利用	R5.4.1	R5.4.1 ～ R6.3.31	263,353	263,353	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
32	不動産取得税課税データ作成システム保守委託業務	法務局加工データを税務トータルシステムに取り込める課税データとして出力するシステムの保守を委託	R5.4.1	R5.4.1 ～ R6.3.31	422,400	422,400	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
33	全国町字ファイルの提供及び保守	全国町字ファイル(住所コード)の保守	R5.4.1	R5.4.1 ～ R6.3.31	264,000	264,000	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
34	家屋評価支援システム設定業務	家屋評価計算においてR6基準の評価替えから家屋評価支援システム(HOUSAS)を導入	R5.12.12	R 5.12.12 ～R 6.3.31	445,500	445,500	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項1号
35	磁気テープ等処理業務委託	税務庁舎に保管されている磁気テープの破壊及び処分を委託	R5.8.1	R5.8.2 ～ R5.8.31	277,750	91,300	32.9%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項1号
36	西部県税事務所観音分室申告書運搬業務	西部県税事務所観音分室から税務課システム分室までの申告書運搬を委託	R5.10.6	R 5.10.16 ～R 6.3.31	73,150	60,060	82.1%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項1号
37	会報誌への県税に関する記事掲載事業	県民の納税意欲高揚を図り、納期内納付率の向上及び税収入の確保を目的として納税貯蓄組合の発行する会報誌への広告掲載	R5.6.30	R5.6.30 ～ R6.3.31	27,000	27,000	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項1号
38	会報誌への県税に関する記事掲載事業	県民の納税意欲高揚を図り、納期内納付率の向上及び税収入の確保を目的として納税貯蓄組合の発行する会報誌への広告掲載	R5.6.30	R5.6.30 ～ R6.3.31	20,000	20,000	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項1号
39	会報誌への県税に関する記事掲載事業	県民の納税意欲高揚を図り、納期内納付率の向上及び税収入の確保を目的として納税貯蓄組合の発行する会報誌への広告掲載	R5.6.30	R5.6.30 ～ R6.3.31	6,000	6,000	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項1号
40	会報誌への県税に関する記事掲載事業	県民の納税意欲高揚を図り、納期内納付率の向上及び税収入の確保を目的として納税貯蓄組合の発行する会報誌への広告掲載	R5.6.30	R5.6.30 ～ R6.3.31	5,000	5,000	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項1号
41	会報誌への県税に関する記事掲載事業	県民の納税意欲高揚を図り、納期内納付率の向上及び税収入の確保を目的として納税貯蓄組合の発行する会報誌への広告掲載	R5.6.30	R5.6.30 ～ R6.3.31	129,000	129,000	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項1号
42	会報誌への県税に関する記事掲載事業	県民の納税意欲高揚を図り、納期内納付率の向上及び税収入の確保を目的として納税貯蓄組合の発行する会報誌への広告掲載	R5.6.30	R5.6.30 ～ R6.3.31	35,000	35,000	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項1号
43	会報誌への県税に関する記事掲載事業	県民の納税意欲高揚を図り、納期内納付率の向上及び税収入の確保を目的として納税貯蓄組合の発行する会報誌への広告掲載	R5.6.30	R5.6.30 ～ R6.3.31	70,000	70,000	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項1号
44	会報誌への県税に関する記事掲載事業	県民の納税意欲高揚を図り、納期内納付率の向上及び税収入の確保を目的として納税貯蓄組合の発行する会報誌への広告掲載	R5.6.30	R5.6.30 ～ R6.3.31	45,000	45,000	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項1号
45	会報誌への県税に関する記事掲載事業	県民の納税意欲高揚を図り、納期内納付率の向上及び税収入の確保を目的として納税貯蓄組合の発行する会報誌への広告掲載	R5.6.30	R5.6.30 ～ R6.3.31	36,000	36,000	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項1号
46	eLTAX連携サーバ更改対応業務委託	eLTAX連携サーバ更改に伴うテスト	R5.7.4	R5.7.4 ～ R5.8.31	187,000	187,000	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
47	エルタックス用ノートパソコンハードディスク交換及び廃棄	エルタックス用ノートパソコンの修理	R5.12.8	R5.12.8 ～R 6.1.31	12,100	12,100	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項1号

4. 課題・問題点（電磁的データ作成業務（契約No.1）、MPN 利用による納税に係るデータ処理経費（契約No.9）及び地方税収納事務（コンビニ収納）収納基本料及び手数料の支出業務（契約No.8））

電磁的データ作成業務（契約No.1）は平成 18 年 4 月 1 日に、MPN 利用による納税に係るデータ処理経費（契約No.9）は平成 17 年 12 月 27 日に、地方税収納事務（コンビニ収納）収納基本料及び手数料の支出業務（契約No.8）は平成 18 年 5 月 1 日に、いずれも委託期間を契約年度末の 3 月 31 日までとして契約が締結されている。そして、いずれも契約当事者双方の申出がないときは同一条件で次年度末まで更新される旨の条項があり、長年更新することが常態化しており令和 5 年度も更新されている。

県では、令和 5 年 4 月 1 日から個人情報の保護に関する法律の適用を受けることに伴い、広島県個人情報取扱委託基準を制定しており、同基準に基づいて措置を講じる必要がある。

ところが、前記の 3 件いずれの契約（契約No.1,8,9）についても契約時に「個人情報取扱特記事項」を遵守すべきことが規定されているものの、令和 5 年 4 月 1 日から適用される広島県個人情報取扱委託基準に従った事項となっていない。そのため、受託業者に対して、電子データの保存等に関する申出書の提出を求める規定がなく、そもそも「情報セキュリティに関する特記事項」自体が契約上も存在しない。

そのため、受託業者に、契約上、広島県個人情報取扱委託基準に従った義務の履行を求めることが出来ないことが問題である。

5. 指摘（広島県個人情報取扱委託基準の不徹底）

3 件の委託契約が、いずれも現在も長年にわたり更新され続けておりながら、その後の変更契約においても委託業務仕様や業務単価の変更に留まり、広島県個人情報取扱委託基準に従った変更契約が新たに締結されていない。

広島県個人情報取扱委託基準に従って、新たな「個人情報取扱特記事項」と「情報セキュリティに関する特記事項」の遵守を求めることが出来る様に直ちに変更契約を締結すべきである。

6. 課題・問題点（たばこ流通情報管理システム運用業務（契約No.5））

令和 5 年 4 月 1 日付の契約書の第 7 条において再委託の禁止が規定されているが、ただし書として「ただし、本件業務の適正な履行を確保するために必要があると認められるときは、その必要の限度において」第三者への再委託を例外的に可能としている。

受託業者である J-LIS の再委託申請書において、再委託先の事業者について社名や住所等の基本的事項の記載はあるものの、再委託の必要性を裏付けるはずの「伝票入力作業と伝票入力結果の照合作業を専門とする業者」であることを示す資料が全く存在しない。

また、再委託先の事業者の株主構成や出資者等について審査された形跡もない。

さらに、契約締結日である令和 5 年 4 月 1 日と同日に J-LIS から再委託申請が直ちに提出されていることからすれば J-LIS は、そもそも本件業務を受託する意思及び運用業務能力を有していないことが推認される。とりわけ、県自身が、令和 5 年度以前においても、J-LIS による再委託の承認を常態化していたことからすれば、県自身が再委託禁止の原則を受託業者に遵守することを求めようとしていない点で問題である。

7. 意見（再委託禁止の原則と再委託先の調査の必要）

再委託は、県の租税情報という重要な「機密」（地方税法 22 条）が再委託先を通じて第三者に漏洩する危険を内在しているのであるから、そもそも、契約締結日に再委託申請がされる様な技術力を有していない業者に委託すべきではない。

仮に、再委託申請を承認せざるを得ない事情があるとしても、その再委託申請は、より慎重に審査されるべきである。契約では「第三者の住所、名称又は氏名、再委託する業務の範囲及びその必要性を記載した書面」の提出を求める旨が規定されているが、それらに留まらず、再委託業者の業務の専門性を裏付ける実績や再委託先の情報管理体制、再委託先への予定金額、再委託先の株主構成や設立年月日等の会社情報といったより詳細な再委託先の情報を委託先に提供される様に契約書を改訂されるべきである。

なお、軽油流通情報管理システム運用業務（契約No.6）についても J-LIS が受託業者となっているが同業務に際しては県において入力作業済みの資料を提供していることから再委託を必要としない。これと同様に考えれば、たばこ流通情報管理システム運用業務を委託する際にも、あらかじめ県が入力作業を実施したものを資料提供すれば足りるはずである。

8. 課題・問題点（不正軽油流通監視事業（契約No.7））

受託業者である広島県軽油引取税納税組合は、7 割以上が県内の法人で構成されており、県に申告する特別徴収義務者 222 者のうち 103 者が組合員である。特別徴収義務者とそれ以外の販売業者等を合わせた数は 718 者である。

同組合への委託業務の具体的内容は、①不審情報の収集と通報、②広報事業の実施、③実施計画、④実績報告であるところ、令和 3 年度から令和 5 年度までの間に、受託業者からの情報提供によって、軽油の不正取引が発覚した件数は 1 件もなく不審情報の収集と通報を業務委託したことによる成果がない。

また、受託業者から提出された、令和 3 年度から令和 5 年度までの年間実施計画兼実績報告書によると、いずれも訪問日数が 35 日と同一であり、契約上も 35 日としなければならない合意がされているわけではない。

以上の通り、不正軽油流通監視事業として広島県軽油引取税納税組合に委託しているものの、同組合を通じた不審情報の収集と通報に見るべき成果が見出せていないことが問題である。

9. 意見（不審情報の収集と通報の実効性確保に向けた方策の検討）

不審情報の収集と通報が、委託業務の主たる業務に位置づけられるところ、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間に受託業者からの情報提供が 1 件もない。

また、令和 3 年度から 5 年度まで、訪問日数が 35 日と一定数であることについて理由が不明であり、訪問日数や訪問業者数を増加する様に受託業者に求める等、委託業務の実効性が伴う様な方策を検討すべきである。

10. 課題・問題点（電子預金調査システムに係るサービス提供業務（契約No.12））

（1）長期継続契約について

自治法 214 条は、「歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。」と規定する。これは、地方公共団体が債務を負担する行為は支出義務の負担を伴うことから、予算において定めることが住民や議会においても分かりやすくなるためとされる。この例外として、翌年度以降にわたり複数年度にわたる契約を締結できる制度が長期継続契約であって、自治法 234 条の 3⁴によって規定されている。

なお、県は、広島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例⁵を制定している。

（2）本件業務の委託契約は、委託期間を令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までとしており、委託期間が 1 年を超えることから長期継続契約に当たる。

歳入歳出予算の承認は毎年度であるところ、長期継続契約の場合には、当然に翌年度以降も承認されるか否か定かではないため、予算承認されなかった場合に備えて、特約で契約を解除することが可能な様に規定しておく必要がある。

ところが、その解除に際しての特約条項が規定されていなかった。

⁴ 自治法234条の3

「普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」

⁵ 「地方自治法施行令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- 一 機械、器具その他物品を借り入れる契約であって、商慣習上契約期間が一年を超えるもの
- 二 庁舎管理に係る業務委託契約その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年4月1日から当該役務の提供を受ける必要があるもの」

11. 指摘（契約解除条項を付した形への契約変更の必要）

平成 17 年 10 月 11 日付の県総務企画部長通知によれば「第○条の規定にもかかわらず、令和○年度以降の契約に係る甲の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、甲は契約を解除することができるものとする。」という趣旨の、予算承認されなかった場合に解除を可能とする特約を規定することが求められている。

しかしながら、同通知に反して特約条項が設けられていないままに長期継続契約が締結されている。

よって、同通知に違反することから、直ちに特約により解除が可能な規定を設ける様に委託契約を変更すべきである。

12. 課題・問題点（税務トータルシステム修正等の業務（契約No.12～19、No.21、22））

税務トータルシステムの再構築（契約No.7）は、総合評価一般競争入札によって決定した委託業者に対して平成 29 年 6 月 20 日から令和 6 年 9 月 30 日までを委託期間として約 19 億円で委託契約を締結している。

行政のデジタル化推進の流れの中で、行政庁の情報システム調達において、ベンダーロックイン⁶が回避されることにより、多様なシステムベンダーが参入される環境整備が重要であるとされる。

これは、ベンダーロックイン状態になると、システム改修等に際して他の競合他社の参入が困難になり、システムベンダー側の意向に従った随意契約を締結せざるを得なくなり、結果として県の費用支出の増大化を招くことになるため、これを回避する必要がある。

そこで、県は、税務トータルシステムの構築委託業務に際して、受託業者との間で要件定義書において、開発の中立性要件として「開発するシステムは、受注者のみが提供可能な技術に依存することなく、受注者以外でも、必要な技術情報や製品等を入手してシステムの保守運用又は改修作業を実施できること。」を定めているものであり、同定義書に従って税務トータルシステムが再構築されているはずである。

ところが、税務トータルシステム修正業務については、全て税務トータルシステムの再構築業務の受託業者に、施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号⁷に該当することを理由に、随意契約として委託されている。その総額は、2 億 3,108 万 80 円と極めて多額となっており、実際に

⁶ ソフトウェアの機能改修やバージョンアップ、ハードウェアのメンテナンス等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために特定のベンダーを利用し続けなくてはならない状態のこと（公正取引委員会「（令和4年2月8日）官公庁における情報システム調達に関する実態調査について」報告書1頁の脚注1）

⁷ 「二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」

はベンダーロックイン状態に等しいものと言えるのであって問題である。

13. 指摘（一般競争入札制度の不徹底）

地方公共団体における調達、その財源が税金によって賄われるのであるから、より良く安価なものを調達しなければならず、一般競争入札が原則であって、随意契約は例外である（自治法 234 条 2 項）。

税務トータルシステムの再構築に際して、要件定義書において中立性要件を規定していることからすれば、システムの保守運用や改修に際して税務トータルシステムの再構築の受託業者以外の業者による受託も可能なはずである。仮に再構築業務の受託業者以外の業者によるシステム修正や保守等の業務が担当出来ないのであれば、そもそも税務トータルシステム再構築の受託業者による委託契約違反とも評価できる。

そうであれば、税務トータルシステムの修正等の業務については、施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号に当然に該当するとの事由は見出せず、原則通り一般競争入札によって落札者を決定することにより、費用支出の抑制に努めるべきである。

14. 課題・問題点（不動産取得税課税データ作成システム保守委託業務（契約No. 32））

システム保守委託業務について、施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号に基づいて随意契約を締結しているところ、その理由としては、不動産取得税課税データ作成システムの構築の際に、オープンソースではなく本システムを保守管理できる知識・技術を有する事業者は他にない点にあった。

これは、同システム作成業者に対して保守委託業務を委託せざるを得ない関係性に立っており、まさにベンダーロックインに陥っている。

15. 意見（システム調達の際のオープンな仕様設計の必要）

システム調達に際しては、将来、保守委託業務を委託する際に競合他社にも広く入札が参加できる様に、オープンソースソフトウェアや汎用性の高い技術・商品が採用されたオープンな仕様を設計する形でシステムを調達するべきである。

【本庁の契約（貸借契約 31 件）について】

番号	契約名	契約内容	契約年月日	契約期間 (変更後)	設計金額 (A) (円)	契約額B	落札率 B/A (%)	入札者 数	契約 種別	随意契約理由
						(変更後(C)) (円)				
1	公用車貸貸借	西部県税事務所及び東部県税事務所の公用車計5台の貸貸借(再リース)	R4.3.10	R4.4.1～ R6.3.31	2,608,320	2,608,320 (2,213,860)	100.0%		随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
2	公用車貸貸借	広島県庁用自動車9台のリース契約	R5.9.11	R6.1.10～ R13.1.9	29,630,076	19,653,480	66.3%	2	一般	
3	公用車貸貸借	広島県庁用自動車3台のリース契約	R5.10.17	R6.3.1～ R13.2.28	14,049,504	8,177,400	58.2%	2	一般	
4	卓上型シートスルースキャナ貸貸借	各県税事務所において個人事業税課税に要する課税資料用のスキャナ調達	R2.3.4	R2.4.1～ R7.3.31	1,132,500	797,280	70.4%	2	一般	
5	デスクトップ型コンピュータ貸貸借	観音及び松永庁舎で使用する自動車取得税検索用デスクトップ型パーソナルコンピュータ調達	R2.5.18	R2.7.1～ R7.6.30	3,900,660	1,518,000	38.9%	2	一般	
6	エルタックス(電子申告)用ノートパソコン等貸貸借	各県税事務所法人課税電子申告用のノートパソコンの調達	H30.12.21	H31.3.1～ R6.2.29	7,925,040	3,149,280	39.7%	2	一般	
7	エルタックス(電子申告)用ノートパソコン等貸貸借	各県税事務所法人課税電子申告用のノートパソコンの調達	R6.1.31	R6.3.1～ R6.3.31	15,345	15,345	100.0%		随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
8	エルタックス(電子申告)用ノートパソコン等貸貸借	各県税事務所法人課税電子申告用のノートパソコンの調達	R5.12.27	R6.3.1～ R11.2.28	10,514,790	3,564,000 (4,950,000)	33.9%	2	一般	
9	国税連携システム用ノートパソコン貸貸借	西・東部県税事務所個人課税課の国税連携用のパソコンの調達	H30.3.14	H30.5.1～ R5.4.30	6,003,720	1,665,360	27.7%	4	一般	
10	国税連携システム用ノートパソコン貸貸借	西・東部県税事務所個人課税課の国税連携用のパソコンの調達	R5.3.17	R5.5.1～ R10.4.30	11,662,200	3,360,060 (3,508,560)	28.8%	1	一般	
11	軽油識別剤(ケマリン)分析装置の調達	軽油識別剤(ケマリン)分析装置	R2.5.19	R2.7.1～ R6.6.30	5,047,632	1,995,840	39.5%	2	一般	
12	電子申告ASPサービス使用料	地方税電子申告システムへの接続サービス使用料	R2.8.12	R2.12.21～ R8.12.20	15,426,334	6,072,000 (10,151,225)	39.4%	1	一般	
13	家屋評価業務支援システムサーバ貸貸借	家屋評価業務支援システムで使用するサーバの調達	R5.10.30	R6.1.1～ R10.12.31 (R6.2.1～ R11.1.31)	3,788,440	3,570,600 (4,204,200)	94.3%	2	一般	
14	広島県税務トータルシステム用ラインプリンタ貸貸借	税務トータルシステムで使用するラインプリンタの調達	R6.3.18	R6.5.1～ R11.9.30	3,976,280	1,687,400	42.4%	1	一般	
15	広島県税務トータルシステム用ページプリンタ貸貸借	税務トータルシステムで使用するページプリンタの調達	R6.3.5	R6.4.1～ R11.9.30	1,041,260	624,360	60.0%	1	一般	
16	エルタックス(電子申告)用ノートパソコン	各県税事務所法人課税電子申告用のノートパソコンの追加調達	R5.3.6	R5.4.1～ R11.2.28	757,570	710,710	93.8%		随	地方自治法施行令 第167条の2第1項1号
17	税務TS用端末パソコン貸貸借	税務課及び県税事務所で使用する税務トータルシステム専用パソコンの調達	R1.5.23	R1.7.1～ R6.9.30	22,259,253	6,955,158 (7,657,398)	31.3%	2	一般	
18	税務NASサーバ貸貸借契約及び現行サーバのデータ移行業務	税務NASサーバ貸貸借契約及び現行サーバのデータ移行業務	R4.12.12	R5.2.1～ R10.1.31	5,231,708	3,009,600 (3,108,600)	57.5%	1	一般	
19	不動産取得税法務局データ変換ソフトウェア使用料	法務局データ変換ソフトウェアの使用料	R5.4.1	R5.4.1～ R6.3.31	1,980,000	1,980,000	100.0%		随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
20	家屋評価業務支援システムの使用料	家屋評価業務支援システムの使用料	R5.10.20	R6.1.1～ R6.3.31 (R6.2.1～ R6.3.31)	897,600	897,600 (598,400)	100.0%		随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
21	データ施設使用料	ホスティング形態で提供される新税務システムのサーバを設置しているデータ施設使用料	R5.4.1	R5.4.1～ R6.3.31	14,815,680	14,815,680 (15,673,680)	100.0%		随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
22	プロジェクトルームネットワーク機器貸借	ネットワーク機器、ファイアウォールの貸貸借	H31.1.28	H31.3.1～ R6.2.29	751,824	479,520	63.8%		随	地方自治法施行令 第167条の2第1項1号
23	プロジェクトルームネットワーク機器貸借(再リース)	ネットワーク機器、ファイアウォールの貸貸借	H31.1.28	R6.3.1～ R6.3.31	814	814	100.0%		随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
24	紙折機の貸貸借(再リース)	県税事務所で使用する紙折機の貸貸借	R5.4.1	R5.4.1～ R6.3.31	17,556	17,556	100.0%		随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
25	開封機(1227)の貸貸借(再リース)	県税事務所で使用する開封機の貸貸借	R5.4.1	R5.4.1～ R6.3.31	5,508	5,508	100.0%		随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
26	開封機(DL200)の貸貸借(再リース)	県税事務所で使用する開封機の貸貸借	R5.4.1	R5.4.1～ R6.3.31	6,996	6,996	100.0%		随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
27	不動産課税データ作成S用機器	不動産課税データ作成用のデスクトップPCの貸貸借	R3.2.19	R3.3.1～ R8.2.28	317,460	280,500	88.4%		随	地方自治法施行令 第167条の2第1項1号
28	広島県税務トータルシステム用インサータプリンタ	税務トータルシステムで使用するインサータプリンタの調達	R6.3.14	R6.6.1～ R11.9.30	603,568	211,200	35.0%		随	地方自治法施行令 第167条の2第1項1号
29	複写機の貸貸借(再リース)	県税事務所で使用する複写機の貸貸借	R5.4.1	R5.4.1～ R6.3.31	266,640	266,640	100.0%		随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
30	環境性能割データ提供	自動車税ワンストップサービスで利用するデータを取得するため	R6.4.1	R5.4.1～ R6.3.31	605,000	605,000	100.0%		随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号
31	エルタックス(電子申告)用ノートパソコン等貸貸借	各県税事務所法人課税電子申告用のノートパソコンの調達	R6.2.29	R6.3.1～ R6.3.31	16,038	16,038	100.0%		随	地方自治法施行令 第167条の2第1項2号

16. 課題・問題点（不動産取得税法務局データ変換ソフトウェア使用料（契約No. 19））

ソフトウェア使用料の契約において、その契約相手方は、令和2年10月12日付の「不動産取得税法務局データ加工処理委託契約」の際の受注業者であって、使用料について随意契約（施行令167条の2第1項2号）が締結されている。随意契約の具体的な理由は、受託業者が著作権を有しており、ソフトウェアのライセンスを使用するには受託業者以外との契約では目的を達成できないこととされる。

令和2年10月12日付契約において、県の業務委託契約約款を前提として契約しており、同約款の第10条において、受注者に帰属する著作権を無償で発注者である県に譲渡する旨が規定されている。それにもかかわらず、令和2年10月12日付の「不動産取得税法務局データ加工処理委託契約」では、これを適用しない旨の特約がなされ、かつ著作権を受注者に帰属する旨の覚書も作成されている。

この様に、令和2年10月12日付の委託契約によって、県が著作権の譲渡を受けなかったがために、その後の使用料について随意契約とせざるを得ず、今後も他業者のソフトウェアのライセンス利用も想定できないのであれば、その取引上、県が不利な地位に立つこととなり、使用料の支払も過大となる危険がある。

17. 意見（契約時の著作権の帰属について）

当初の令和2年10月12日付の「不動産取得税法務局データ加工処理委託契約」の時点において、業務委託契約約款第10条に基づいた契約がなされていれば、著作権を県が取得し、過大な使用料の発生を抑制しやすくなっていたはずである。

著作権が、受注者ではなく県に帰属する形の契約や当初は受注者に帰属するとしても、一定期間経過後に著作権が県に帰属する形となる契約にする等、使用料について、永続的に随意契約となることを回避する形の契約が締結されるべきである。

18. 課題・問題点（専属的合意管轄の規定がないこと（契約No.1～6、9～12、16～19、21、22、24～27、29、30））

業務委託契約の場合には、県の業務委託契約約款に基づいて契約が締結される場所、同約款には裁判所に民事訴訟を提起する場合（された場合）の裁判管轄に関する規定があるものの広島地方裁判所を専属的合意管轄裁判所と規定されていない点で、同契約約款は不十分な面は否めない。

また、賃借契約においては契約約款の存在は認められないために個別に契約締結する必要があるところ、賃借契約において訴訟や調停が裁判所に係属する場合の裁判管轄の規定が存在する契約と存在しない契約が、それぞれ存在した。

裁判管轄の規定がない場合には、契約相手方が県外を所在地とする事業者の場合には県

外の裁判所で裁判が行われることが当然に想定されることとなり、県の担当者が県外の裁判所までの出張を要する等、その旅費や日当等の経費支出が過大となる点で問題である。

19. 意見（専属的合意管轄の規定の必要）

賃借契約の中でも契約№7、8、13～15、20、23、28、31 は、「この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。」旨の規定が存在する。

これ以外の契約について、専属的合意管轄について規定されていない契約が多く存在しており、管轄について規定されていない理由も特段存在しないことからすれば、広島地方裁判所を専属的合意管轄裁判所（民事訴訟法 11 条参照）とする条項を原則とした契約を締結すべきである。

また、業務委託契約約款についても広島地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所と規定を変更すべきである。

【西部県税事務所の移転（契約 6 件）について】

番号	事務事業名 〔業務名〕	契約目的 及び内容	契約相手方 (契約年月 日)	委託期間 (変更後)	設計金額 (A) (円)	契約額B	落札率 B/A (%)	契約 種別	随意契約理由
1	西部県税事務所移転に伴う税務システム設定変更業務	西部県税事務所移転に伴う税務システム設定変更 (端末とプリンタのIPアドレスが変更となるため、税務システムに登録されているプリンタIPアドレスの設定変更などを行う。)	R6.7.16	R6.7.16～ R6.10.18	1,724,800	1,724,800	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
2	西部県税事務所移転に伴う端末等設定変更業務	西部県税事務所移転に伴うLGWAN端末等設定変更 (端末のIPアドレスが変更となるため、端末の設定変更を行う。)	R6.7.16	R6.7.16～ R6.10.31	132,000	110,000	83.3%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項第1号
3	税務税務システム用クライアント基盤に係る機器賃貸借等修正業務システム用クライアント基盤に係る機器賃貸借等修正業務	(1) 現行税務トータルシステムについて、令和6年9月に、プリンタ等端末機器の更新を行うとともに、税業務支援サービスへの移行を行うことから、税務システム用クライアント基盤についても、税業務支援サービスや新プリンタへの接続を行う。 (2) 西部県税事務所が、令和6年10月に、中区基町から東区光町に移転するため、税務システム用クライアント基盤の接続先である行政LANWAN端末やプリンタに係るネットワーク情報の設定変更への対応を行う。	R6.7.10	R6.7.10～ R6.10.31	1,679,040	1,679,040	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
4	新税務TS切替及び西部県税事務所移転に伴う端末等設定変更業務	(1) 現行税務トータルシステムについて、令和6年9月に、プリンタ等機器の更新を行うとともに、税業務支援サービスへ移行することから、端末の設定変更を行う。 (2) また、西部県税事務所が、令和6年10月に、中区基町から東区光町に移転することに伴い、端末及びプリンタのIPアドレスが変更となるため、端末及びプリンタの設定変更を行う。	R6.7.16	R6.7.16～ R7.3.31	1,152,800	1,152,800	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
5	監視カメラ移設業務	税務管理課内に設置している監視カメラの移設	R6.9.20	R6.10.12 ～R 6.10.25	107,800	107,800	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項第1号
6	自治総合研修センター及び西部県税事務所移転業務	自治総合研修センター(朝日生命ビル)及び西部県税事務所(税務庁舎)の光町庁舎への移転	R6.7.23	R6.7.24～ R6.10.31	26,400,000	11,968,000	45.3%	一般	

20. 課題・問題点（西部の移転（契約 6 件）について）

特になし

【県税事務所（西部のみ）（契約 5 件）について】

所 属	番 号	事務事業名 [業務名]	契約目的 及び内容	契約相手方 (契約年月日)	委託期間 (変更後)	設計金額 (A) (円)	契約額B	落札率 B/A (%)	契約 種別	随意契約理由
西部	1	軽自動車税環境性能 割申告受付業務	西部県税事務所観音庁舎 における軽自動車税環境 性能割申告書の受付業務	R5.4.1	R5.4.1～ R6.3.31	3,467,000	3,467,000	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
東 広 島	1	炭化水素油の定量分 析業務	A重油・灯油等軽油周辺 油種混和が疑われる検体 の分析	R5.4.13	R5.4.13～ R6.3.31	297,000	297,000	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項第1号
東 広 島	2	炭化水素油の法定4項 目分析業務	炭化水素油の法定4項目 分析	R5.4.13	R5.4.13～ R6.3.31	742,500	742,500	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項第1号
東 広 島	3	BDF(バイオディーゼ ル燃料)の組成分析業 務	BDF(バイオディーゼル燃 料)の組成分析	R5.4.13	R5.4.13～ R6.3.31	165,000	148,500	90.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項第1号
東 広 島	4	軽油引取税の調査に係 る検査済廃油等の処理 業務	検査済廃油等の処理委託 業務	R6.1.29	R6.1.29～ R6.3.31	28,820	28,820	100.0%	随	地方自治法施行令 第167条の2第1項第1号

21. 課題・問題点（県税事務所（西部のみ）契約 5 件について）

特になし

22. 課題・問題点（その他、契約全体を通じた「個人情報取扱特記事項」と「情報セキュリティに関する特記事項」について）

県の規定する業務委託契約約款の第 26 条や第 27 条において、契約相手方や第三者に生じた損害について賠償義務を契約相手方が負う旨の規定がある。

ところが、特約事項として明記した上で契約と一体となっている「個人情報取扱特記事項」において「第 18 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。」と規定し、「情報セキュリティに関する特記事項」においては「第 14 受注者は個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。」と規定している。

これらの規定には、「損害」賠償として賠償義務を負う旨が規定されておらず、あえて「経費」の負担のみを受注者に求めるものである。このことは、県の業務委託契約約款第 26 条や第 27 条の規定よりも、その特約である特記事項の存在により、個人情報の取扱いにより生じた損害賠償について、受注者の賠償義務を「経費」のみに軽減している様に解釈することも可能なのであって、問題である。

23. 意見（損害全額を受注者負担条項の明記）

「個人情報取扱特記事項」と「情報セキュリティに関する特記事項」とは、地方公共団体が令和 5 年 4 月 1 日から個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の適用を受けることに伴い、県が広島県個人情報取扱委託基準を制定したことによる。同基準において、「個人情報取扱特記事項」や「情報セキュリティに関する特記事項」を委託先に遵守さ

せる様に求めているからである。

そうであれば、そもそもこれらの特記事項における規定が、県の業務委託契約約款と整合的に解することに疑念を生じさせることから、「個人情報取扱特記事項」の第 18 及び「情報セキュリティに関する特記事項」の第 14 について、いずれも「のために生じた経費」との文言を削除し、損害全額について受注者に負担する旨の規定に変更すべきである。

24. 課題・問題点（「個人情報の取扱いに関する契約書」について）

個人情報の保護に関して、令和 5 年 4 月 1 日から個人情報保護に関する規定が「広島県個人情報保護条例」から個人情報保護法に一本化され、同法の規定に基づき定めた新たな広島県個人情報取扱委託基準による必要が生じたことから、個人情報の取扱いに関する契約書が締結されている。

「個人情報取扱特記事項」では、「第 16 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。」との規定があるが、「個人情報の取扱いに関する契約書」には、個人情報が流出した場合に生じた経費や損害を受注者が負担すべき事項が存在せず、画一的な対応を受注者に求めることが困難となる可能性がある。

25. 意見（個人情報の漏洩等の発生時の損害賠償額予定の規定化）

「個人情報の取扱いに関する契約書」について、漏洩等の発生時に報告すべき義務規定は認められるが、漏洩等の発生時の受注者の損害賠償義務を明確に定めた規定がない。

民法上、個人情報の漏洩等について受注者側が債務不履行に基づく損害賠償義務を負うことは当然といえるが、契約上も明確化すべきである。

加えて、情報漏洩に対する損害賠償額の算定が困難なのであれば個人情報の漏洩件数に対して委託料を基準にして個人情報流出の 1 件当たりの損害額をあらかじめ契約で明確化しておくことで損害額の算定作業を回避できるのであるから、予定賠償額を決定して契約で明確にしておくことが望ましい。

第11 負担金及び交付金

1. 負担金及び交付金について

県が、負担金、交付金及び補助金といった形で金銭を支出することがある。

負担金は、「一般的には、地方公共団体が法令又は契約に基づき、国又は他の地方公共団体等に対して負担しなければならない経費」とされる。また交付金は、「法令又は条例等により、他の地方公共団体又は組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するもの」とされる。

補助金は、「特定の事業、研究等を行う者に対し、その事業、研究等を助成するため法令の規定に基づき交付するもの、又は特定の事業、研究等について公益上必要がある場合に（自治法 232 の 2⁸）、これを助成するために交付するもの」とされる⁹。

なお、県から負担金及び交付金の交付実績はあったが、補助金の交付実績はなかった。

そして、その負担金及び交付金が、法令、条例又は契約等に基づいて客観的に検証可能な裏付けをもって支出されているかどうかが重要となる。

令和 5 年度の広島県の負担金・交付金の支出状況としては、以下の表の通り負担金は 14 事業に対して、交付金は 11 事業に対して交付した実績がある。

ただし、調査の効率性の観点から、10 万円以上の交付実績に限って検討している。

そして、法令、規程等に基づいて支出されているかどうかの観点から調査した。

⁸ 地方自治法232条の2は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定する。

⁹ 負担金、補助金及び交付金の各用語については、新自治用語辞典編纂会編「改訂版 新自治用語辞典」805頁（ぎょうせい 2012）

【負担金】

①事業名	②交付先	③交付額（円）
地方税共同機構に係る令和５年度会費等	地方税共同機構	78,814,007
資産評価システム研究センター正会員費	一般財団法人資産評価システム研究センター	700,000
令和５年度租税教育推進協議会負担金	広島県租税教育推進協議会	450,000
東京税務セミナーの職員受講	公益財団法人 東京税務協会	48,000
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	26,950
日商簿記検定講座２級コースの受講に係る経費	一般財団法人日本通信教育学園	24,191
第６６回中国ブロック税務講習会負担金	中国ブロック税務講習会	19,559
非木造家屋評価研修会（ワークショップ）に係る経費	一般財団法人資産評価システム研究センター	10,000
非木造家屋評価研修（オンライン）に係る経費	一般財団法人資産評価システム研究センター	4,000
償却資産実務研修会に係る経費	一般財団法人資産評価システム研究センター	2,000
土地評価実務研修会に係る経費	一般財団法人資産評価システム研究センター	2,000
令和５年度都道府県税務職員研修会に係る経費	一般財団法人 地方財務協会	2,000
固定資産税事務研修会に係る経費	一般財団法人資産評価システム研究センター	1,000
固定資産評価審査委員会に係る経費	一般財団法人資産評価システム研究センター	1,000
合計額		80,104,707

【交付金】

①事業名	②交付先	③根拠法令	④交付額（円）
地方消費税市町交付金 【社会保障財源】	県内23市町	地方税法72条の115	38,261,194,000
地方消費税市町交付金 【一般財源】	県内23市町	地方税法72条の115	31,707,806,000
法人事業税交付金	県内23市町	地方税法72条の76	7,131,000,000
軽油引取税交付金	広島市	地方税法144条の60	5,168,814,557
県民税株式等譲渡所得割交付金	県内23市町	地方税法71条の67	2,722,894,000
県民税配当割交付金	県内23市町	地方税法71条の47	2,472,440,000
自動車税環境性能割交付金	県内23市町	地方税法177条の6	1,547,890,596
ゴルフ場利用税交付金	県内14市町	地方税法103条	527,000,000
県民税分離課税所得割指定市交付金	広島市	地方税法附則7条の4 地方税法施行令附則5条の2	223,855,000
県民税利子割交付金	県内23市町	地方税法71条の26	191,651,000
地方消費税徴収取扱費	国税庁歳入徴収官、歳入徴収官神戸税関長	地方税法72条の113	142,814,674
自動車取得税交付金	県内23市町	旧地方税法143条	124,458,198
合計額			90,221,818,025

2. 各事業について【負担金】

(1) 地方税共同機構に係る令和5年度会費等

(ア) 負担金の概要

事業名	地方税共同機構に係る令和5年度会費等
根拠法令・規程等	地方税法762条2号に規定する機構 地方税共同機構負担金規程
内容	地方税に関する電子手続のポータルシステム（eLTAX）や自動車税等関係手続システムの管理運営等の業務を担う地方税共同機構の負担金
交付先	地方税共同機構
財源	県の一般財源
負担額	78,814,007円

(イ) 監査意見

特になし

(2) 資産評価システム研究センター正会員費

(ア) 負担金の概要

事業名	資産評価システム研究センター正会員費
根拠法令・規程等	一般財団法人資産評価システム研究センター会員規程
内容	資産の状況及びその評価の方法に関する調査研究を行う団体の会員費
交付先	一般財団法人資産評価システム研究センター
財源	県の一般財源
負担額	700,000円

(イ) 監査意見

特になし

3. 令和5年度租税教育推進協議会負担金

【負担金の概要】

事業名	令和5年度租税教育推進協議会負担金
根拠法令・規程等	広島県租税教育推進協議会 会則
内容	広島県租税推進協議会の運営経費
交付先	広島県租税教育推進協議会
財源	県の一般財源
負担額	450,000円

4. 課題・問題点（負担額の根拠規定や議事録等の不存在）

広島県租税教育推進協議会は、その会則によると広島県内の国税関係機関、地方税関係機関、教育関係機関及び税務又は教育関係民間団体が協力し、広島県における租税教育の推進及び租税教育の充実のための環境整備を行うことを目的とする団体である。

県は、同会則にもとづき、国とともに運営経費を負担することが規定されており、国と県の負担金の割合は、「当分の間、3：1とし必要に応じて別途協議する」との規定は存在するが、具体的な負担額の規定はない。

5. 意見（根拠規定の明示と議事録等の作成）

県によれば広島県租税教育推進協議会の定期総会による議案として予算案が提出され、この議決によって負担金の額が定まっているとの回答があった。

しかし、協議会の会則によれば、毎年1回の定期総会により事業計画が決定されるものの、予算案の承認をもって県の負担金の額が決定される旨の規定はない。

さらに、定期総会の議事録が作成されていないことにより、議案としての予算案が承認されたか否か客観的に裏付ける資料が存在せず、現に議決で承認されたかどうかとも確認し得ない。

県からの負担金支出の適正を裏付けることが可能な様に、広島県租税教育推進協議会に対して定期総会の議事録の作成を求めるとともに、そもそも同協議会の規定において県の負担金の額を明示する様に求めるべきである。

6. 各事業について【交付金】

各事業の交付金については、いずれも法令を根拠として積算し支出されており、監査意見としては特になし。

第12 文書管理等について

1. 概要

県は納税者からの申告書類を受領し、保管している。申告が書面であれ電子であれ、申告内容には個人情報が含まれているものや納税額等の金額の情報が含まれている。そのため、県ではこれら申告書類等は十分な方法で保管されていなければならない。

県では、これらの文書について広島県文書等管理規則（以下「管理規則」という）を設けている。管理規則 3 条では、「職員は、文書等を正確、迅速かつ丁寧に扱い、もって事務能力の向上に努めるとともに、文書等を適正に管理しなければならない。」（文書等の管理の原則）としている。

また、管理規則 4 条では、「総務局総務課の長（以下「総務課長」という。）は、本庁及び地方機関（以下「本庁等」という。）における文書等の管理を統括し、本庁等における文書等の管理状況について随時調査し、その取扱いが前条に従って行われるように指導しなければならない。 2 地方機関の長は、その地方機関における文書等の管理が前条に従って行われるように努めなければならない。 3 課における文書等の管理を円滑に行わせるため、課に文書事務取扱主任を置く。 4 文書等を適正に分類整理させるため、課にファイル責任者を置く。 5 文書事務取扱主任及びファイル責任者の選任、職務等については、別に定める。」としている。

さらに、同規則 7 条では「文書等の保存年限は、別表に定める基準に基づき、当該文書等に係る事務を所掌する課の文書事務取扱主任が決定するものとする。」とあり、各文書の類型により保存期間を定めている。

別表（7条関連）

保存年限 の区分	文書等の類型
30年	1 行事、儀式等に関するもので重要なもの（褒賞、叙位叙勲など） 2 県議会に関するもので重要なもの（議案など） 3 法令に基づく事務引継書 4 条例、規則その他例規の決裁文書 5 争訟に関するもので重要なもの（訴訟、訴訟、異議の申立てなど） 6 事業の計画や実施に関するもので重要なもの 7 統計、報告や行政執行上に関するもので重要なもの 8 許認可等の行政処分や契約に関するもので法律関係が10年を超えるもの 9 職員の人事、福利に関するもので特に重要なもの（職員の人事記録、不利益処分など） 10 起債に関するもの 11 決算統計に関するもの 12 財産に関するもので特に重要なもの（財産の取得、処分など） 13 地域行政に関するもので特に重要なもの（市町の廃置分合、境界変更など） 14 債権・債務に関するもので特に重要なもの（時効が10年を超えるもの） 15 その他30年保存の必要があると認めるもの
10年	1 表彰に関するもの 2 争訟に関するもの（損害賠償など） 3 行政組織の運営に関するもの 4 監査・検査に関するもの 5 事業の計画や実施に関するもの 6 統計、報告や行政執行上に関するもの 7 許認可等の行政処分や契約に関するもので法律関係が5年を超えるもの 8 職員の人事、福利に関するもので重要なもの（定数配分や研修計画など） 9 支出に関するもので重要なもの 10 財産に関するもので重要なもの 11 地域行政に関するもので重要なもの（行財政実地調査など） 12 債権・債務に関するもので重要なもの（時効が10年のもの） 13 その他10年保存の必要があると認めるもの
5年	1 庁内管理に関するもので重要なもの 2 監査・検査に関するもので軽易なもの 3 事業の計画や実施に関するもので軽易なもの 4 職員の人事、福利に関するもの 5 予算に関するもの 6 起債に関するもので軽易なもの 7 許認可等の行政処分や契約に関するもので法律関係が3年を超えるもの 8 収入に関するもので重要なもの 9 支出に関するもの 10 財産に関するもの 11 地域行政に関するもの 12 債権・債務に関するもの（時効が5年のもの） 13 その他5年保存の必要があると認めるもの

3 年	1 行事、儀式等に関するもので軽易なもの 2 県議会に関するもの 3 請願・陳情に関するもの 4 個人情報保護に関するもの 5 庁内管理に関するもの 6 広聴に関するもの 7 許認可等の行政処分や契約に関するもので法律関係が1年を超えるもの 8 統計、報告や行政執行上に関するもので軽易なもの 9 職員の人事、福利に関するもので軽易なもの 10 収入に関するもの 11 支出に関するもので軽易なもの 12 財産に関するもので軽易なもの 13 地域行政に関するもので軽易なもの 14 債権・債務に関するもので軽易なもの（時効が1年から3年のもの） 15 その他3年保存の必要があると認めるもの
1 年	1 軽易な照会、回答、報告、通知等に関するもの 2 その他1年保存の必要があると認めるもの
1 年未満	1 内部の事務連絡等に関する定例的なもの 2 その他1年以上の保存の必要がないと認めるもの
無期限	随時に追記又は更新される台帳、帳簿等であって常時使用するもののうち継続的に保管する必要があると認めるもの

（県ホームページより）

今回、県及び県税事務所にてこれらの（特に申告書等）保管状況の現地視察を行った。
この視察を含めて以下の問題点が見受けられた。

2. 課題・問題点（県職員からの回答について）

県に対する質問事項として文書等の規程及び同規則のほかに税務課・各県税事務所・各分室での文書管理において準拠している規則やマニュアル等の資料要求をおこなったが、県では管理規則の規則があるにもかかわらず、当初は、該当なしとの回答があった。

3. 意見（文書管理規程の再認識）

県が取り扱う文書等には個人情報等を含めて極めて重要度の高い書類があるから、今一度、現行の規則等の再確認と周知を行い県職員の意識を高めるべきである。

4. 課題・問題点（鍵の管理状況について）

県税事務所等について書類等を保存したキャビネットを見てみたが、キャビネットの鍵について、施錠・未施錠がバラバラであり、統一的な管理状況であるようには思えなかった。また、西部では移転後ということもあるが、カギはキャビネットにそのままテープで止めてあり、施錠等の管理が見受けられなかった。

また、管理している文書が入ったキャビネット等に施錠がそもそもかけられていない、または施錠ができないものも見受けられた。

さらに、キャビネットの鍵の所在を尋ねるとすぐに確認できないケースや鍵を間違えるケースや鍵の所在が不明なケースがあった。

5. 意見（鍵の管理の統一化）

今一度、鍵の管理を見直すべきと考える。視察場所によっては鍵の管理がバラバラであることから、県統一で鍵の管理を見直し、鍵の管理マニュアルを作成して、鍵の保管を明確にし、定期的に鍵の管理をチェックすることが望ましい。

6. 課題・問題点（保存文書の使用記録等）

今回の視察において、保管している文書の持ち出し記録や使用マニュアル等の作成がなかった。そのため、誰がどの文書を使用したか不明であり、また、保管文書の使用についても決まりやルールを定めたマニュアルもないことから、盗難・紛失時の対応ができない状況になっている。

7. 意見（文書使用マニュアルと持ち出し記録の作成）

保管されている文書等の使用記録と使用マニュアルを作成することが望ましい。それにより、盗難・紛失のリスクを低減することができる。また、使用文書をしっかりと管理することで、使用不要な文書を倉庫に送るなど文書の整理を日常から行える。

8. 課題・問題点（倉庫の外扉）（本庁）

全体的に文書を保管している倉庫では鍵の施錠は外扉のみで、中については別段の扉等の施錠した管理ではなかった。

9. 意見（劣化した扉のセキュリティ）

建物自体が古く、地下倉庫もかなりの年数がたっており、扉の老朽化が見受けられた。扉自体をもっとセキュリティの高い扉に変えた方が良く考える。または、倉庫内にパーテーション等を備え付けるなどの工夫をお願いしたい。

10. 課題・問題点（保存書類の目録等について）

税務課、西部、東部、北部、東広島分室全視察場所について、保管している文書等の目録または管理帳簿が作成されていなかった。

11. 指摘（保存書類の目録等の作成）

県は税務書類等の文書保存について、目録または管理帳簿を備え付けるべきである。

もし、保管していた文書が紛失していた場合、どの文書がなくなったかのチェックができない。そのため、各保管場所には保管している文書を明確に把握するために目録または管理帳簿を作成し備え付けるべきである。

12. 課題・問題点（保存期間を超えた文書）

視察のなかで、保存文書の中に保存期間を超えたものが見受けられた。保存状態も悪く、視察の際に保存期間を超えた文書の取扱いについて尋ねたが、必要な場合や理由がある場合は、保存期間を延長することは可能との回答を得た。

13. 指摘（保存期間を超えた文書の扱い）

県は、速やかに保存期間を超えたものを廃棄すべきである。なぜなら、盗難や紛失のリスクを排除するためである。事業が継続していることや別段の理由により、合理的な理由があって保存期間を超えたものを処分せずに保管する場合は、保存延長等の申請書または理由書を作成し保管するなどの方法をとられたい。

また、それら保存延長の文書等は別の場所で他の保存文書と混ざらないようにすることが望ましいと考える。

14. 課題・問題点（保管管理場所内の扉）

古い文書等の保管場所が広い倉庫建物であったが、他部署との書類と同じ倉庫内に保管しており、税務課職員だけでなく他の職員も入室できる状態で、特に税務書類等を厳格に保管しているようには見られなかった。

また、税務書類保管場所には施錠できる扉があるが、扉上部に空間があり、セキュリティ上好ましくない。

【倉庫 1】



15. 指摘（保管管理場所内の扉）

税務課の保管文書の場所は、その書類の重要性から他の部署との書類とは区分して保管すべきである。また、写真のような扉では上部の空間部分を越えて、簡単に税務課の保管文書にたどり着いてしまうことから、改めて保管場所を他の部署と区分できる場所を確保するか、扉をもっと侵入できないような扉に替えることが望ましいと考える。

16. 課題・問題点（保管管理場所の男子更衣室）

文書等の倉庫内に税務関連の書類が保管されているが、男子更衣室と同室の場所であった。写真の右側は文書の保存場所であり、左側のキャビネットは男子更衣室として使用されている場所である。

【倉庫 2】



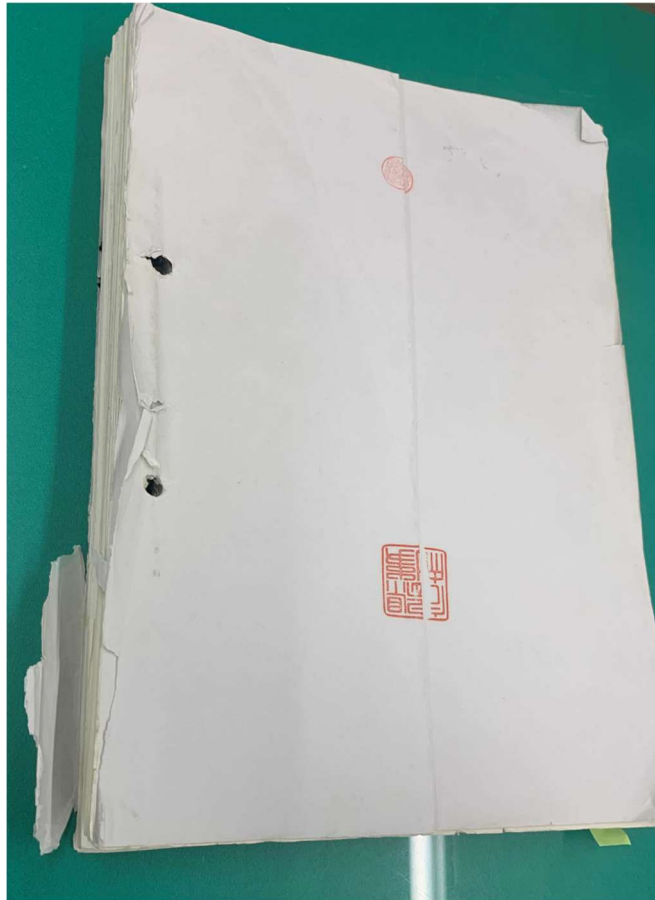
17. 指摘（保管管理場所の男子更衣室）

文書の保管場所は、他の設備や利用がない場所を確保すべきである。税務課の文書はその重要性により独立した保管場所が望ましいと考える。更衣室があれば、人の出入りも多いと考えるため、盗難や紛失等を避けるためにも、更衣室を別の場所に移動するとか、またはパーテーション等を利用して更衣室と別室になるような保管場所内の配置を変更するなどの工夫が望まれる。

18. 課題・問題点（契約書の保管について）

本庁にて保管されている契約書原本を確認している中に、契印が押印されている契約書で、背表紙が破れているものがあった。

【契印された背表紙が破れている契約書原本】



19. 意見（契約書保管状況の不良）

本庁にて保管されている契約書原本のうちに、契印が押印されている契約書で、背表紙が破れているものがあった。

契印は、複数枚の契約書が連続した一の文書であることを証する目的で押印するものであり、また製本された契約書の場合、背表紙と契約書本体に契印を押印し、契約書が差し替えられないようにする目的がある。

発見した契約書は背表紙が破れており、仮に契約書が改ざんされていたとしても、それを判別できず、契印の意味が無くなっている。

契約書原本は常に良好な状態で保管されなければならない。また、製本する際の背表紙は通常のコピー用紙を使用しているが、強度の高い素材の背表紙を使用するなどの改善を図ることも検討してはどうか。